

福山市中央斎場再整備基本計画

2026年（令和8年）6月

福山市

目 次

1 基本計画の策定にあたって	1
(1) 背景・目的	1
(2) 基本計画の位置付け	1
(3) 基本計画の策定手順	2
2 既存6斎場の現状	3
(1) 斎場のあらまし	3
(2) 既存6斎場の分布	4
(3) 既存6斎場の概要	5
(4) 既存6斎場の現状	11
(5) 葬送行為の状況	15
3 年間火葬需要量と必要火葬炉数の検討	17
(1) 必要火葬炉数算出の概要	17
(2) 将来人口及び将来死亡者数の推計	18
(3) 年間火葬需要量の予測	23
(4) 必要火葬炉数の算定	25
4 既存6斎場の今後の在り方検討	29
(1) 備後圏域の現状と動向	29
(2) 既存6斎場の今後の在り方	33
5 中央斎場の再整備方針の検討	38
(1) 中央斎場の適地検討	38
(2) 中央斎場の課題	39
(3) 大規模改修と建替えの比較検討	39
6 施設整備内容の検討	44
(1) 中央斎場における必要火葬炉数の検討	44
(2) 施設の構成	46
(3) 平面・立面・断面計画	50
(4) 建築計画	52
(5) 動線計画	55
(6) 火葬炉設備に関する検討	57
(7) 使用燃料及びエネルギー対策についての検討	61
7 環境保全対策の検討	63
(1) 環境保全の目的	63
(2) 公害防止目標値の設定	63

8 事業手法の整理	67
(1) 事業方式の概要	67
(2) 先行事例	71
9 再整備のスケジュール検討	73

1 基本計画の策定にあたって

(1) 背景・目的

本市には、現在、斎場が6箇所あり、福山市中央斎場が最も古く、1984年（昭和59年）4月の供用開始から40年が経過し、施設や火葬炉設備等の老朽化が進んでいます。また、中央斎場は、市内で行う火葬の7割以上を担う最も利用の多い斎場ですが、プライバシーの確保や環境への配慮、災害への対応など様々な課題を抱えています。中央斎場以外の5斎場においても、施設設備の老朽化や利用率の低さなどの課題があります。

本計画は、斎場の整備を効果的・効率的に進め、高齢化の進行による今後の火葬需要に対応するため、備後圏域の斎場施設の状況を整理した上で、福山市全体における斎場の在り方の基本的な構想を示すとともに、中央斎場の再整備の方針を定めるものです。

(2) 基本計画の位置付け

本計画では、中央斎場の再整備の方針を示すとともに、具体化する計画を策定することとし、以下のフローに沿って再整備事業を進めていきます。

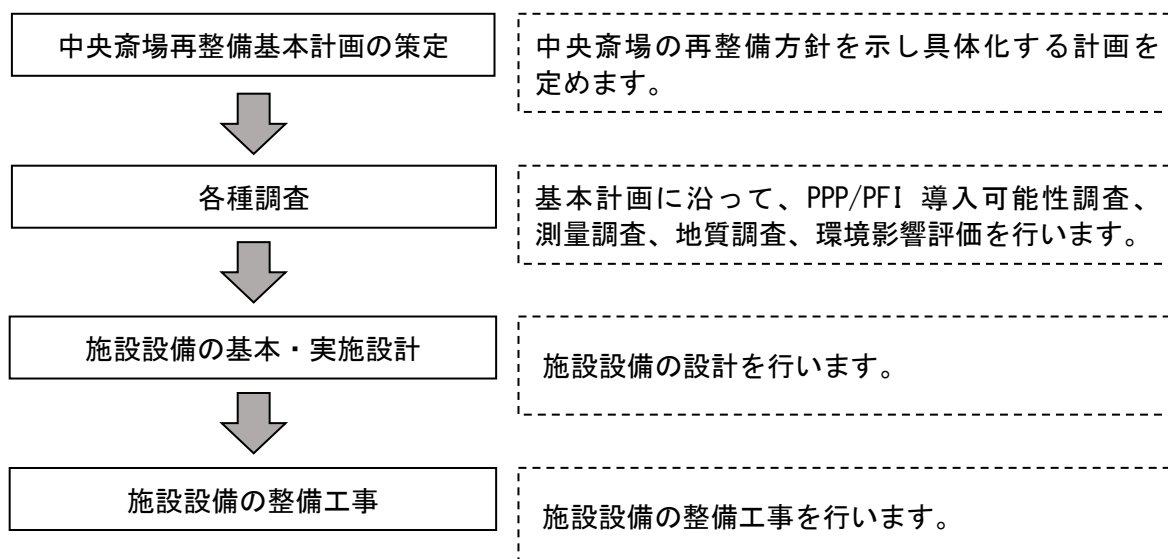


図 再整備事業のフロー

(3) 基本計画の策定手順

基本計画は、以下のフローに沿って策定します。

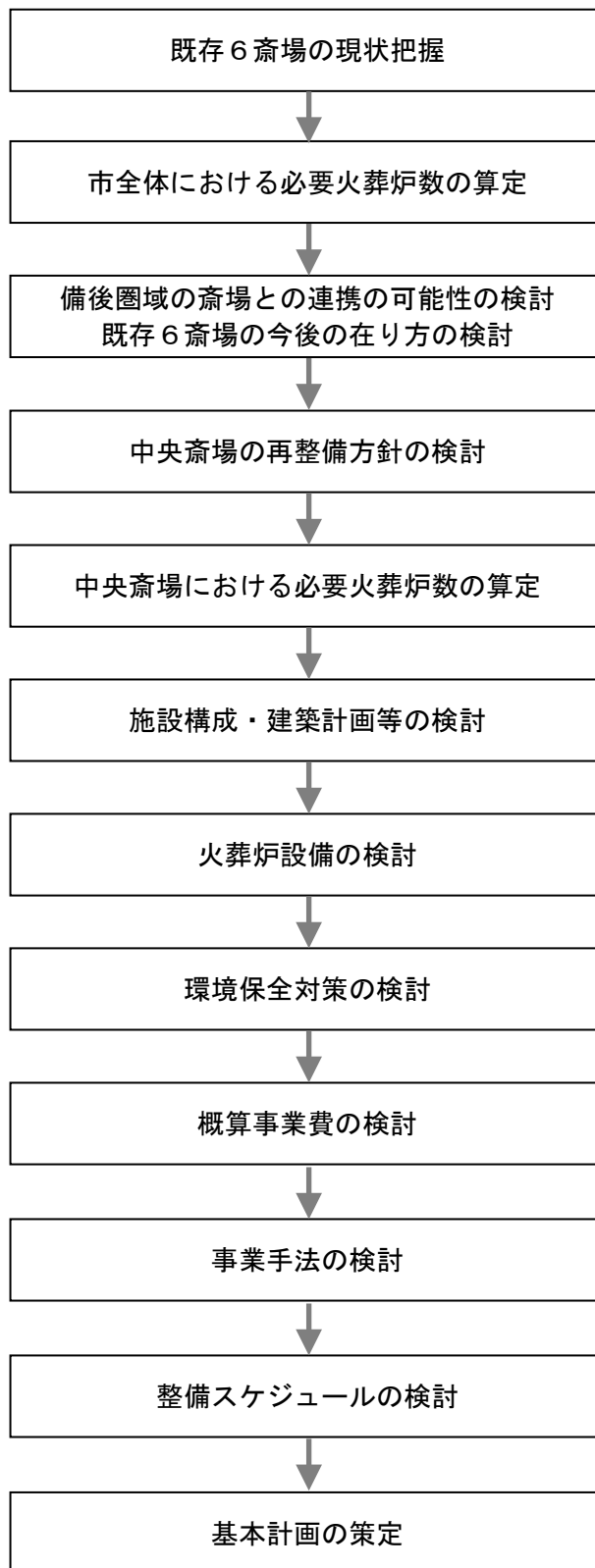


図 基本計画の策定フロー

(2) 既存6斎場の分布

本市の斎場は、市内全域の利用者に対応できるよう6箇所に分散配置されています。市中心部に中央斎場、北東部に神辺斎場、南西部に西部斎場が位置し、南部には沼隈斎場、内海斎場及び走島斎場が位置しています。内海斎場及び走島斎場はそれぞれ島に位置しており、走島斎場へは渡船を利用する必要があります。また、市北西部に隣接する府中市に、本市と共同運営している府中・新市斎場やすらぎ苑が位置しており、本市新市町の方が多く利用しています。

本市の既存6斎場及び府中・新市斎場やすらぎ苑の位置は以下のとおりです。

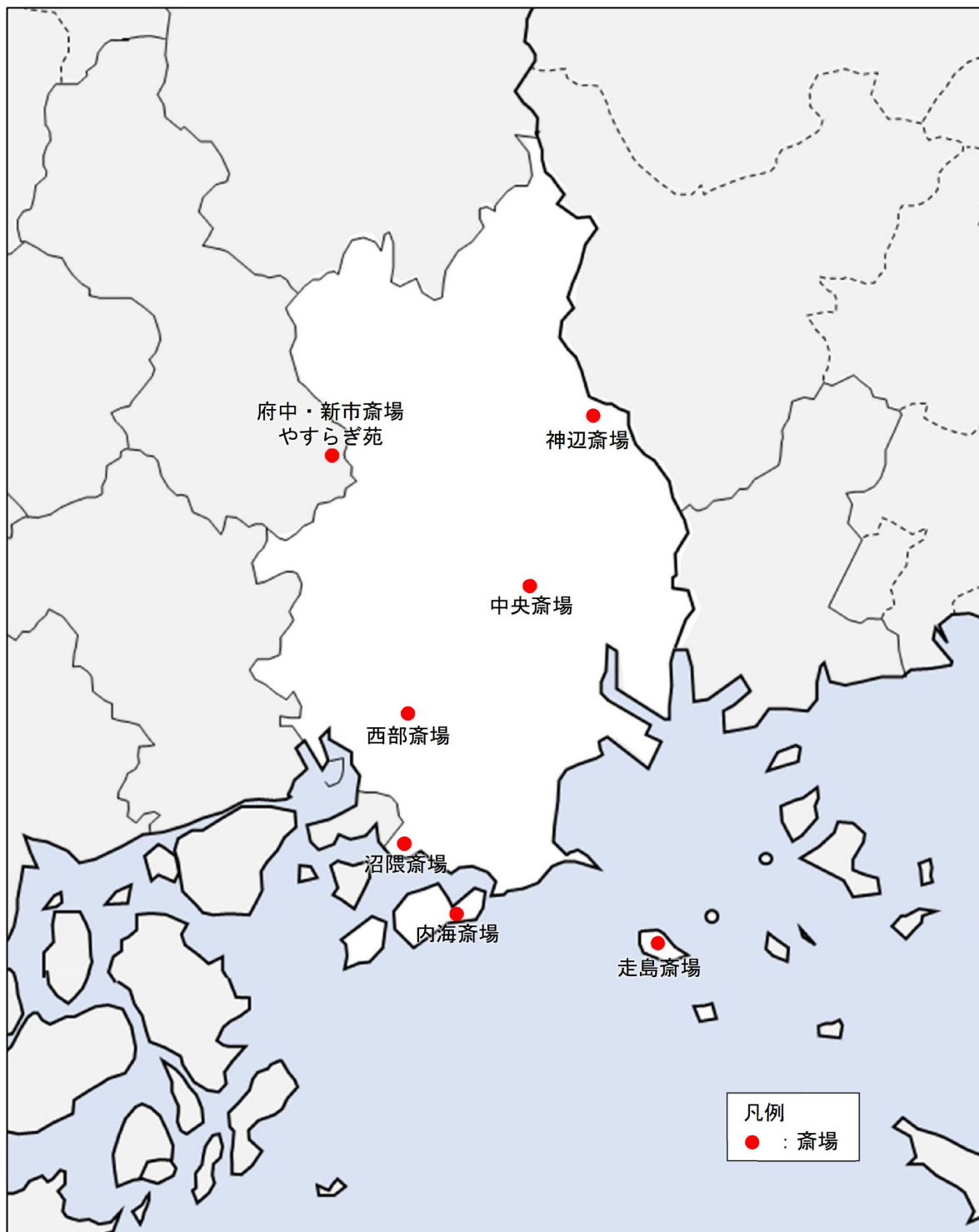



図 市内既存6斎場及び府中・新市斎場やすらぎ苑の位置

(3) 既存6斎場の概要


ア 中央斎場

項 目		概 要
名称		福山市中央斎場
所在地		福山市奈良津町一丁目17番1号
竣工年月日		1984年(昭和59年)3月31日
供用開始		1984年(昭和59年)4月1日
築年数		41年 ※2025年(令和7年)4月1日時点
建物	建築面積	2,375.06㎡
	延べ面積	2,770.59㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造平屋建
敷地	敷地面積	8,061.56㎡
	駐車場面積	約3,730㎡
	収容台数	バス12台、普通自動車134台 臨時駐車場(奈良津墓地公園)30台
総建築費		1,018,666千円
炉数		大型炉1基、標準炉11基、胞衣炉1基
日最大火葬件数		20件
使用燃料		都市ガス
火葬料金	12歳以上	市内8,000円、市外24,000円 ※火葬料金は他の市内斎場も同額
	12歳未満	市内5,000円、市外15,000円
施設内容	待合室	1階 ホール162席 2階 菊の間(20畳)、百合の間(18畳)、桐の間(15畳)、 蘭の間(洋室21㎡)、楓の間(洋室18㎡)
	収骨室	無(炉前ホールにて収骨)
	葬祭会館	1989年4月設置 ①大式場(洋室): 155㎡(150席)、控室(和室16畳) ②小式場(洋室): 77㎡(70席)、控室(和室8畳×2室)
	霊安室	1室2体
休場日		1月1日及び1月2日
施設写真		


イ 西部斎場

項 目		概 要
名称		福山市西部斎場
所在地		福山市金江町藁江字茶臼山 7604 番地 2
竣工年月日		1999 年（平成 11 年） 3 月 31 日
供用開始		1999 年（平成 11 年） 4 月 1 日
築年数		26 年 ※2025 年（令和 7 年） 4 月 1 日時点
建物	建築面積	1,648.37 m ²
	延べ面積	1,864.63 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建 一部 2 階建
敷地	敷地面積	7,594.61 m ²
	駐車場面積	1,333 m ²
	収容台数	バス 3 台、普通自動車 49 台 （別に詰込式駐車場 599.96 m ² （約 30 台分）あり）
総建築費		1,992,277 千円
炉数		大型炉 4 基、胞衣炉 1 基、予備スペース 2 基
日最大火葬件数		8 件
使用燃料		灯油
施設 内容	待合室	1 階 ホール 50 席 1 階 待合室（18 畳） × 2 室
	収骨室	2 室
	葬祭会館	1999 年 4 月設置 式場（洋室）： 147 m ² （120 席）、控室（和室 30 畳）
	霊安室	1 室 2 体
休場日		1 月 1 日及び 1 月 2 日
施設写真		

ウ 神辺斎場

項 目		概 要
名称		福山市神辺斎場
所在地		福山市神辺町字上御領 2906 番地
竣工年月日		2011 年（平成 23 年）8 月 18 日
供用開始		2011 年（平成 23 年）10 月 1 日
築年数		13 年 ※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日時点
建物	建築面積	1,448.35 m ²
	延べ面積	1,261.36 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地	敷地面積	13,147.97 m ²
	駐車場面積	1,130 m ²
	収容台数	バス 4 台、普通自動車 50 台
総建築費		779,360 千円
炉数		大型炉 2 基、予備スペース 2 基
日最大火葬件数		4 件
使用燃料		灯油
施設内容	待合室	1 階 ホール 56 席 1 階 待合室（18 畳）× 2 室
	収骨室	1 室
	葬祭会館	無
	霊安室	無
休場日		1 月 1 日及び 1 月 2 日
施設写真		

工 沼隈斎場

項 目		概 要
名称		福山市沼隈斎場
所在地		福山市沼隈町大字常石 7134 番地 1
竣工年月日		1984 年（昭和 59 年）9 月 17 日
供用開始		1985 年（昭和 60 年）4 月 23 日
築年数		40 年 ※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日時点
建物	建築面積	249.96 m ²
	延べ面積	219.75 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地	敷地面積	1,287.47 m ²
	駐車場面積	417 m ²
	収容台数	バス 1 台、普通自動車 20 台
総建築費		75,831 千円
炉数		標準炉 2 基
日最大火葬件数		4 件
使用燃料		灯油
施設内容	待合室	1 階 ホール 20 席 1 階 待合室 18 席
	収骨室	無（炉前ホールにて収骨）
	葬祭会館	無
	霊安室	無
休場日		1 月 1 日及び 1 月 2 日
施設写真		

才 内海斎場

項 目		概 要
名称		福山市内海斎場
所在地		福山市内海町イ 1697 番地 1
竣工年月日		2000 年（平成 12 年） 1 月 24 日
供用開始		2000 年（平成 12 年） 2 月 1 日
築年数		25 年 ※2025 年（令和 7 年） 4 月 1 日時点
建物	建築面積	350.92 m ²
	延べ面積	346.78 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地	敷地面積	3,884.72 m ²
	駐車場面積	455.18 m ²
	収容台数	普通自動車 8 台
総建築費		270,008 千円
炉数		標準炉 2 基
日最大火葬件数		4 件
使用燃料		灯油
施設 内容	待合室	1 階 ホール 43 席 1 階 待合室 9 席
	収骨室	1 室
	葬祭会館	無
	霊安室	無
休場日		1 月 1 日及び 1 月 2 日
施設写真		

力 走島斎場

項 目		概 要
名称		福山市走島斎場
所在地		福山市走島町字道閑 34 番地 2
竣工年月日		1995 年（平成 7 年） 3 月 31 日
供用開始		1995 年（平成 7 年） 4 月 1 日
築年数		30 年 ※2025 年（令和 7 年） 4 月 1 日時点
建物	建築面積	151.57 m ²
	延べ面積	151.57 m ²
	構造	鉄骨造平屋建
敷地	敷地面積	1,188.70 m ²
	駐車場面積	無
	収容台数	無
総建築費		156,119 千円
炉数		大型炉 1 基
日最大火葬件数		2 件
使用燃料		灯油
施設 内容	待合室	1 階 ホール 8 席
	収骨室	無（炉前ホールにて収骨）
	葬祭会館	無
	霊安室	無
休場日		1 月 1 日及び 1 月 2 日
施設写真		

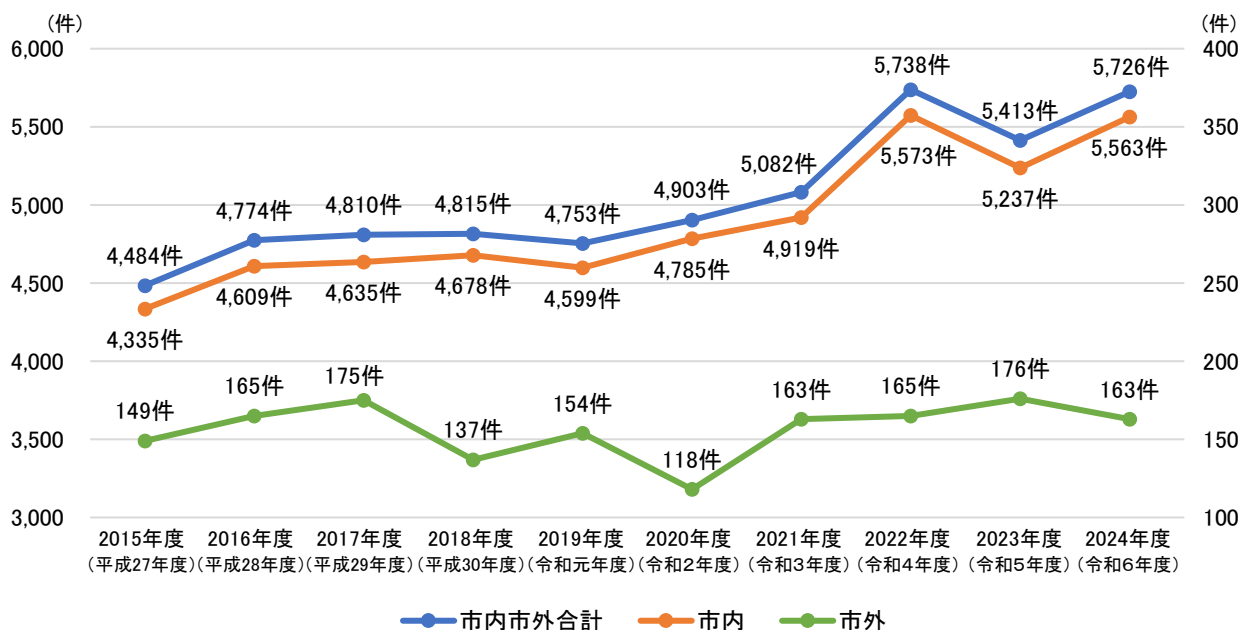
(4) 既存6斎場の現状

ア 既存6斎場の利用状況

(7) 既存6斎場の火葬実績

既存6斎場の過去10年の火葬実績は以下のとおりです。市全体の火葬件数は、年々増加しており、10年間で約1,200件増加しています。

斎場別の火葬実績では、中央斎場が最も多く、2024年度（令和6年度）は4,257件で、市内の火葬件数全体の74.3%を占めています。次に西部斎場が764件、神辺斎場が532件となっています。



※火葬件数に死産児、胞衣を含む

図 過去10年間の火葬実績

表 過去5年間の6斎場における火葬実績

(単位: 件)

区分	2020年度 (令和2年度)			2021年度 (令和3年度)			2022年度 (令和4年度)			2023年度 (令和5年度)			2024年度 (令和6年度)		
	市内	市外	小計	市内	市外	小計	市内	市外	小計	市内	市外	小計	市内	市外	小計
中央斎場	3,536	74	3,610	3,605	86	3,691	4,069	111	4,180	3,991	109	4,100	4,144	113	4,257
西部斎場	646	26	672	670	51	721	705	32	737	603	43	646	732	32	764
神辺斎場	432	14	446	485	18	503	589	14	603	478	15	493	518	14	532
沼隈斎場	131	4	135	129	8	137	149	6	155	122	8	130	120	4	124
内海斎場	40	0	40	30	0	30	61	2	63	43	1	44	49	0	49
走島斎場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,785	118	4,903	4,919	163	5,082	5,573	165	5,738	5,237	176	5,413	5,563	163	5,726

※火葬件数に死産児、胞衣を含む

(イ) 中央斎場の待合室利用実績

中央斎場には、現在、有料の待合室（個室）が5室あります。中央斎場の 2024 年度（令和6年度）の待合室利用実績は以下のとおりです。

表 2024 年度（令和6年度）の中央斎場の待合室利用実績

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	94件	122件	113件	92件	111件	88件	101件	119件	116件	140件	129件	141件	1,366件
稼働日	30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	29日	28日	31日	363日
平均件数	3.1件	3.9件	3.8件	3.0件	3.6件	2.9件	3.3件	4.0件	3.7件	4.8件	4.6件	4.5件	3.8件

(ウ) 葬祭会館の利用実績

中央斎場及び西部斎場には、通夜や葬儀に使用することができる葬祭会館があります。過去3年間の利用実績は以下のとおりです。

現在は、中央斎場が1年間で20件程度、西部斎場が30件程度の利用となっており、利用率が低い状況にあります。

表 過去3年間の葬祭会館の利用実績

区分		2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)		2024年度 (令和6年度)	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
中央斎場	大式場	4件		4件		4件	
	小式場	11件		17件		18件	
	計	15件	4.1%	21件	5.8%	22件	6.0%
西部斎場	式場	31件	8.5%	23件	6.3%	31件	8.5%

イ 既存6斎場の課題

既存6斎場の主な課題は以下のとおりです。

表 既存6斎場の主な課題

施設名称	経過年数 ^{※1}		課題
	建物	火葬炉設備	
中央斎場	41年	20年～22年 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物及び火葬炉設備の劣化 ・ 告別室及び収骨室がなく、炉前ホールを仕切る等の対応を行っているが、プライバシーの確保が十分ではない。 ・ 炉前ホールが行き止まりとなっているため、会葬者が入り交じり混雑する。 ・ 火葬棟及び待合棟の一部が土砂災害特別警戒区域に位置している。 ・ 葬送習慣の変化、民間の葬祭場の充実等による葬祭会館の利用率の低下
西部斎場	26年	26年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉設備の劣化 ・ 葬送習慣の変化、葬祭業者の葬祭場の充実等による葬祭会館の利用率の低下
神辺斎場	13年	13年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場の一部が土砂災害特別警戒区域に位置している。
沼隈斎場	40年	40年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物及び火葬炉設備の劣化 ・ 斎場が土砂災害特別警戒区域に位置している。 ・ 告別室及び収骨室がなく、プライバシーの確保が十分ではない。 ・ 利用件数が少ない（火葬炉数の割合に対して、火葬件数の割合が低い。）。
内海斎場	25年	25年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬炉設備の劣化 ・ 斎場の一部が土砂災害特別警戒区域に位置している。 ・ 利用件数が少ない（火葬炉数の割合に対して、火葬件数の割合が低い。）。
走島斎場	30年	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年度（平成29年度）以降の利用なし ・ 火葬炉設備の劣化 ・ 斎場の一部が土砂災害特別警戒区域に位置している。

※1 2025年（令和7年）4月1日現在

※2 2003年（平成15年）～2005年（平成17年）に更新

※土砂災害警戒区域・特別警戒区域について

土砂災害防止法は、対策工事と相まって、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進することで、住民などの生命や身体を土砂災害から守るために制定されました。

土砂災害防止法に基づき、広島県において渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、広島県知事が土砂災害（特別）警戒区域を指定します。

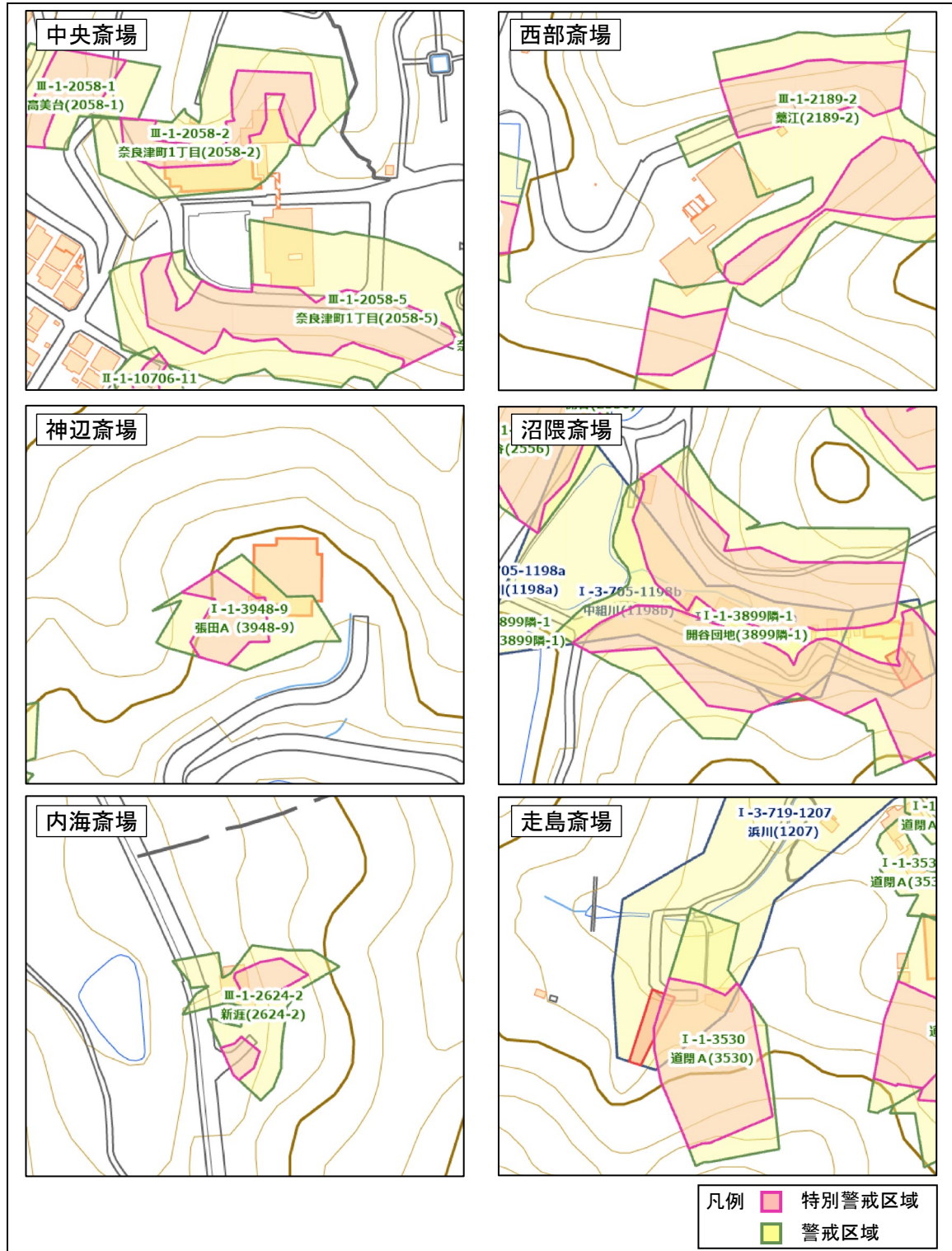
・土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

既存6 齋場周辺の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況は以下のとおりです。



出典：土砂災害ポータルひろしま

図 既存6 齋場の周辺における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

(5) 葬送行為の状況

ア 葬送行為の状況

全国的な葬送行為の流れは、通夜を執り行った翌日に告別式、火葬、収骨を執り行い、四十九日法要後に納骨することが一般的です。本市においても全国的な葬送行為の流れと同様で、通夜を執り行った翌日に告別式、火葬、収骨を執り行い、四十九日法要後に納骨することが一般的です。

また、近年では、葬儀の形式が多様化し、遺族の状況にあわせて故人を送れるようになってきています。中でも、「家族葬」が増加し、葬儀の参列者は減少傾向にあります。

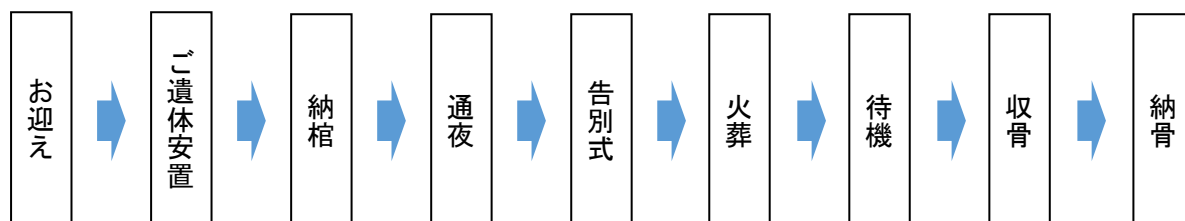


図 福山市の一般的な葬送行為の流れ

イ 市内の葬儀から火葬までの状況

葬儀から火葬の立ち合いまでの状況について把握するため、市内の葬祭業者にアンケートを実施しました。回答結果は次のとおりです。

(ア) 通夜、葬儀の状況

本市においても、10年～15年程前から、葬儀形式の多様化により、一般葬から家族葬や直葬の形式が増えており、それらの変化に合わせて小規模の式場を保有する葬祭業者が増えていきます。

(イ) 交通手段

本市の既存6斎場を利用する遺族及び会葬者の交通手段は、主に自家用車となっています。次にタクシー及びマイクロバスの利用が多く、バス等の公共交通機関、自転車及び徒歩の利用は少ない状況です。近年は葬祭業者が手配するマイクロバスの利用が減少しています。

斎場を利用する際の自家用車の利用台数は、火葬1件当たり平均10台程度となっています。近年増加する家族葬を行った場合は平均5台程度であり、一般的な自家用車の利用台数の半数程度となっています。

一方、葬儀1件当たりの自家用車の利用台数は、平均40台程度であり、家族葬の場合は平均15台程度となっています。

(ウ) 火葬に立ち会う人数

本市の既存6斎場を利用する火葬1件当たりの遺族及び会葬者数は、平均30人程度となっています。家族葬を行った場合は平均15人程度であり、一般的な立ち会う人数の半数程度となっています。

一方、葬儀1件当たりの遺族及び会葬者数は、平均70人程度であり、家族葬の場合は平均25人程度となっています。

(エ) 市内葬祭業者の状況

市内の多くの葬祭業者は、告別式に利用できる式場を保有しており、市内の既存6斎場及び府中市の府中・新市斎場やすらぎ苑の周囲に位置しています。特に利用率が高い中央斎場に近い、市中心部に多く所在しています。

3 年間火葬需要量と必要火葬炉数の検討

(1) 必要火葬炉数算出の概要

ア 必要火葬炉数算出の目的

本市の斎場の在り方や中央斎場再整備の方針を検討するため、本市に必要な火葬炉数を算出します。

本市の将来人口推計値から、市全体の死亡者数を推計し、既存6斎場の火葬実績を踏まえ、市全体の年間火葬需要量を予測することで、市全体で将来的に必要な火葬炉数を算出します。

イ 必要火葬炉数算出のフロー

必要火葬炉数は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版- (特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会) (以下「火葬場マニュアル」という。)」に則り、2020年(令和2年)に実施された国勢調査を基に2023年(令和5年)12月に公表された「国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来推計人口」で示されている将来人口の推計値を参照し、算出します。必要火葬炉数の算出フローは以下のとおりです。

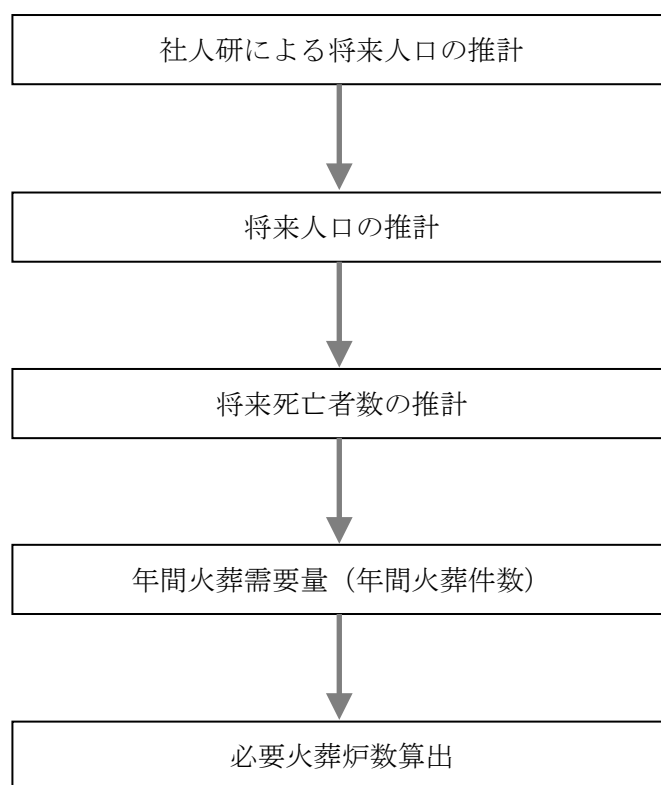


図 必要火葬炉数の算出フロー

(2) 将来人口及び将来死亡者数の推計

ア 将来人口の推計

(7) 将来人口の推計期間

火葬場マニュアルでは、建築物の設計耐用年数は火葬炉設備の20年～30年に対しておおむね2倍の50年～60年であり、火葬炉等の入れ替えや増設を考慮する必要があること、高齢化の進行により全国の自治体では2033年（令和15年）から2043年（令和25年）までに火葬需要のピークに達することが予想され、長期的展望に立った敷地利用計画や整備計画を立案することが必要であると示されています。また、火葬需要については、おおむね2060年（令和42年）以降まで予測すると示されています。

本市では、長期的な視点で検討を行うため、2033年（令和15年）から2043年（令和25年）までの火葬需要のピークに加え、日本の高齢化率が39%の水準になると推計されている2070年（令和52年）前後の火葬需要を踏まえた計画とすることとし、将来人口の推計期間は、2080年（令和62年）までとします。

(イ) 福山市の将来人口推計

本市の将来人口は、社人研に示されている将来人口の推計値を使って推計します。社人研では、2050年（令和32年）までしか示されていないため、2055年（令和37年）以降の推計については、社人研の推計と同様に人口学的手法（コーホート要因法）に基づき、年齢・性別別人口に対して出生・死亡・移動の要因を適用して将来人口を算出します。なお、算出においては、2050年（令和32年）時点の生残率、子ども女性比、純移動率を用い、2055年（令和37年）以降については当該値を一定として延長適用しています。将来人口推計値は、以下のとおりです。

本市の総人口は、現在減少を続けており、将来人口推計値においても、減少していくことが予想されます。なお、実績値は2025年（令和7年）9月末時点の人口ですが、推計値よりも8,461人多い状況となっています。

区分	実績値	推計値					
年	2025年 (令和7年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
人	452,377	443,916	433,829	422,478	409,939	396,877	383,669

区分	推計値					
年	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
人	369,982	354,987	338,605	321,805	306,432	292,385

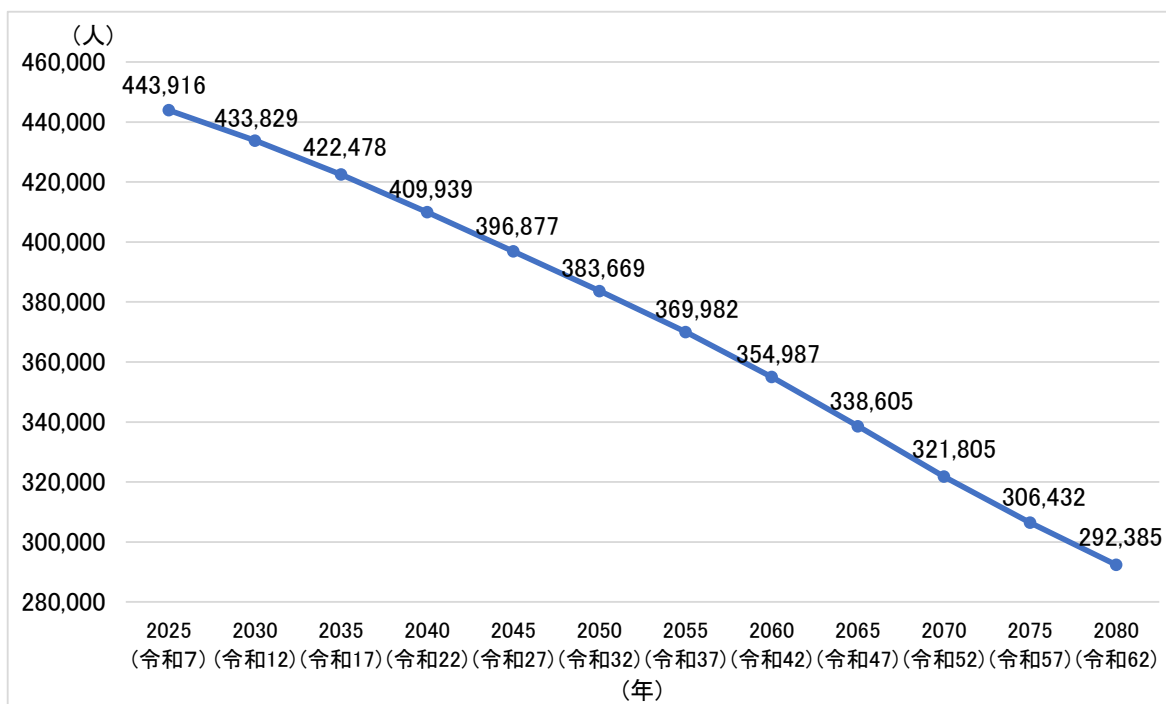


図 福山市の将来人口推計値

(ウ) 補正後の将来人口推計

2025年（令和7年）の9月末時点の実績値に対する2025年（令和7年）の推計値は、452,377人÷443,916人≒102%（小数点以下切り上げ）であるため、この値を上昇率とし、推計値を補正します。補正後の将来人口推計は、以下のとおりです。

区分	実績値	推計値				
年	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
人	452,377	442,506	430,928	418,138	404,815	391,343

区分	推計値					
年	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
人	377,382	362,087	345,378	328,242	312,561	298,234

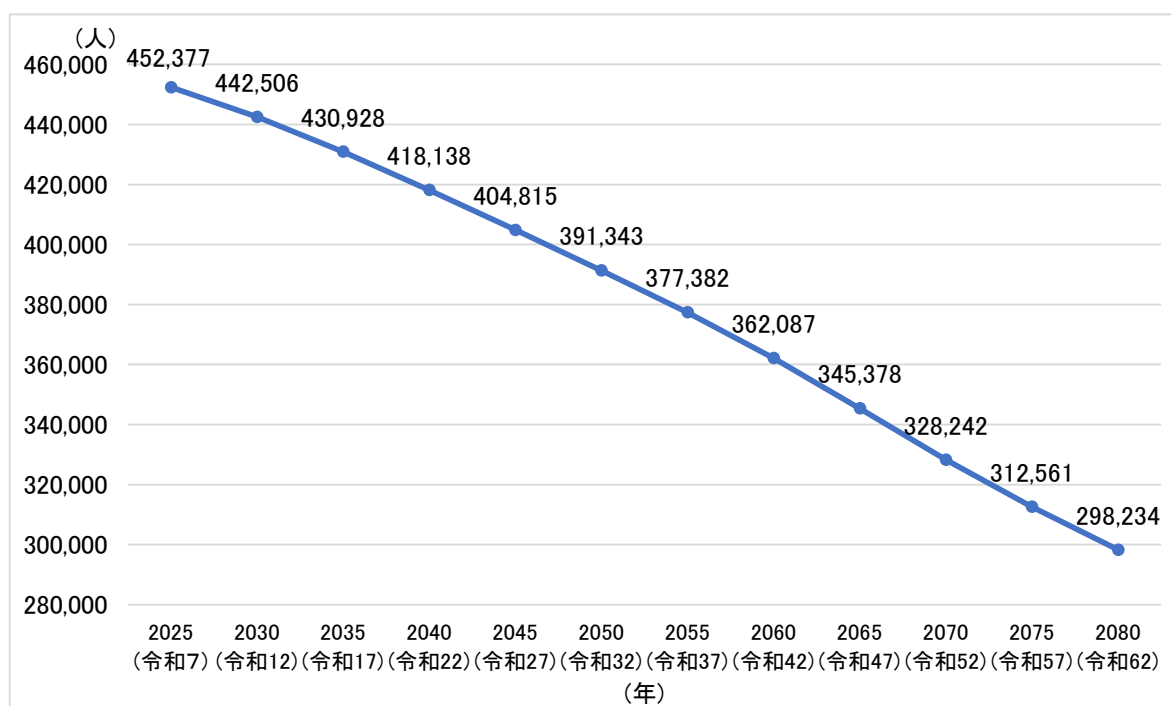


図 福山市の将来人口推計値（補正後）

イ 将来死亡者数の推計

(7) 将来死亡者数の推計

死亡者数の推計値は、将来人口推計値に死亡率（1－生残率）を乗じて算出します。生残率は、社人研が公表している数値を使用することとします。死亡者数の推計は、以下のとおりです。

2025年（令和7年）の死亡者数の実績値は5,990人ですが、2025年（令和7年）の推計値は5,452人であり、推計値より実績値の死亡者数が多くなっています。近年は死亡者数が増加傾向にあることから、推計値に対する実績値の上昇率を算出し補正します。

区分	実績値	推計値					
年	2025年 (令和7年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
人	5,990	5,452	5,762	6,050	6,232	6,175	5,932

区分	推計値					
年	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
人	5,833	5,927	6,102	6,105	5,705	5,295

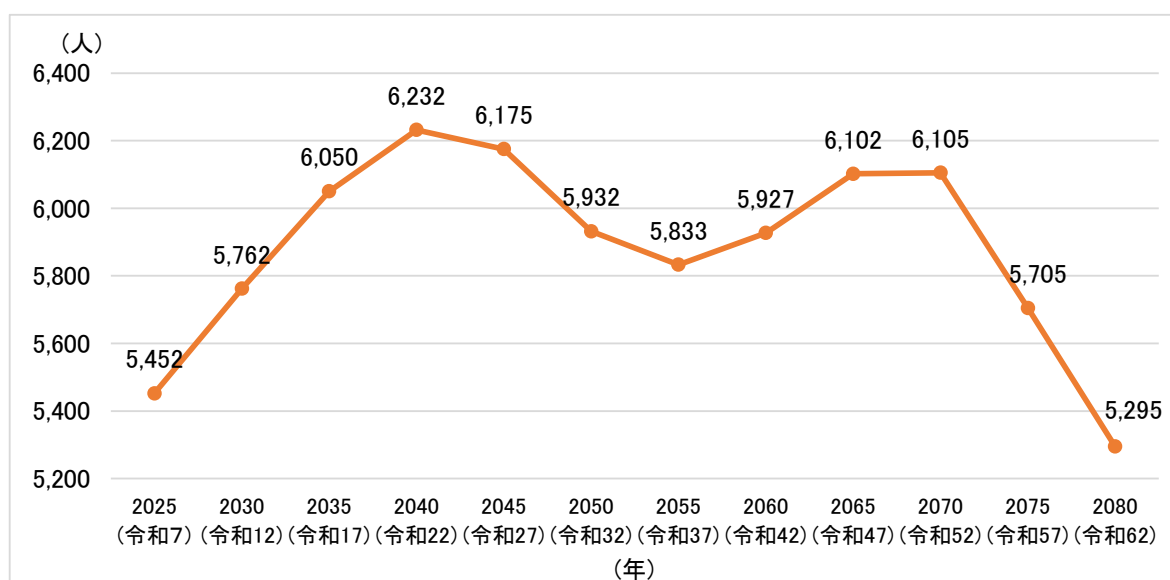


図 福山市の死亡者数の推計値

(イ) 補正後の将来死亡者数の推計

2025年（令和7年）の実績値に対する2025年（令和7年）の推計値は、5,990人÷5,452人≒110%（小数点以下切り上げ）であるため、この値を上昇率とし、推計値を補正します。補正後の死亡者数の推計は、以下のとおりです。

死亡者数の推計値は、2040年（令和22年）にピークの6,856人となる見込みとなっています。ピーク後は、減少に転じますが、2070年（令和52年）まで再度増加し、以降は減少します。

区分	実績値	推計値				
年	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
人	5,990	6,339	6,655	6,856	6,793	6,526

区分	推計値					
年	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
人	6,417	6,520	6,713	6,716	6,276	5,825

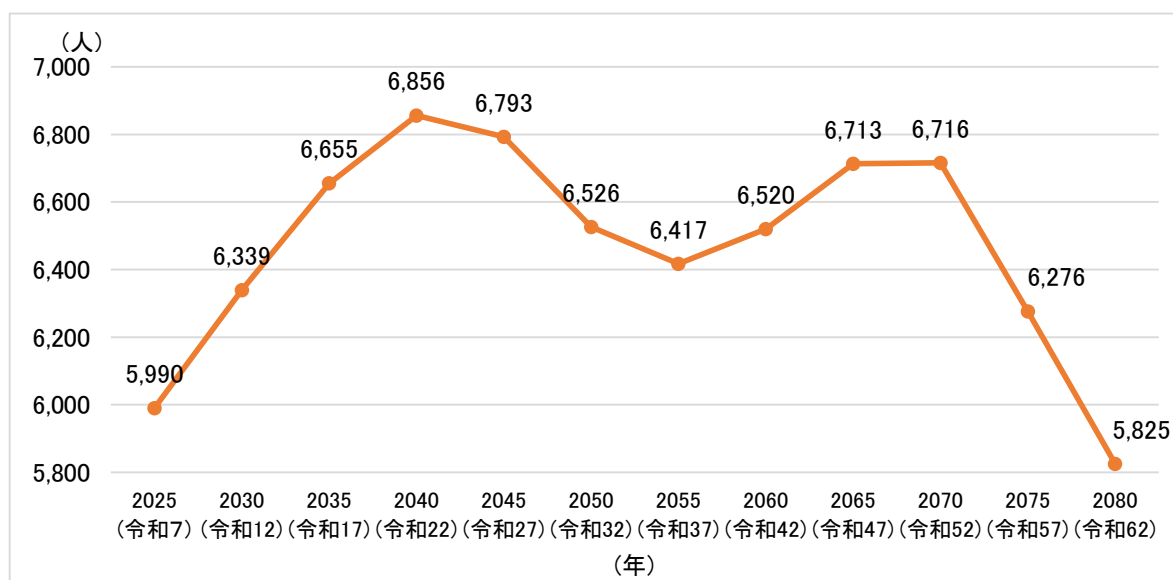


図 福山市の死亡者数の推計値（補正後）

(3) 年間火葬需要量の予測

ア 現在の火葬実績

既存5斎場における近年の火葬件数と受持率(全市火葬件数に対する各斎場の火葬件数の割合)は以下のとおりです。なお、走島斎場については、2017年度(平成29年度)以降、火葬件数は0件です。

表 5 斎場の火葬実績

区分	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	平均
全市火葬件数 … ①	5,655	5,341	5,643	5,546
市内利用件数	5,494	5,171	5,487	5,384
市外利用件数	161	170	156	162
中央斎場 … ②	4,120	4,042	4,190	4,117
市内利用件数	4,013	3,939	4,083	4,012
市外利用件数	107	103	107	105
受持率 … ②/①	72.86%	75.68%	74.25%	74.24%
西部斎場 … ③	726	639	755	707
市内利用件数	694	596	723	671
市外利用件数	32	43	32	36
受持率 … ③/①	12.84%	11.96%	13.38%	12.74%
神辺斎場 … ④	592	488	528	536
市内利用件数	578	473	514	522
市外利用件数	14	15	14	14
受持率 … ④/①	10.47%	9.14%	9.36%	9.66%
沼隈斎場 … ⑤	154	128	121	134
市内利用件数	148	120	118	128
市外利用件数	6	8	3	6
受持率 … ⑤/①	2.72%	2.40%	2.14%	2.42%
内海斎場 … ⑥	63	44	49	52
市内利用件数	61	43	49	51
市外利用件数	2	1	0	1
受持率 … ⑥/①	1.11%	0.82%	0.87%	0.94%

※火葬件数に死産児、胞衣を含まない

イ 将来の市全体の年間火葬需要量の予測

(7) 年間火葬需要量の算定式

将来の市全体の年間火葬需要量は以下の式より算出します。

なお、本検討において、管内＝福山市内、管外＝福山市外 と定義します。

年間火葬需要量(年間火葬件数)

$$\text{年間火葬需要量} = (\text{管内年間死亡者数}) \times (\text{火葬率}) \times (\text{持込率}) \div (1 - \text{管外率等})$$

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-

(イ) 火葬率

厚生労働省の衛生行政報告例（令和6年度）の「第4章 生活衛生 第6表 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数，都道府県－指定都市－中核市（再掲）別」によると、福山市は、総数5,997件の内5,997件が火葬されていると報告されているため、火葬率は100%と設定します。

(ウ) 持込率及び管外率

持込率は、管内における死亡者のうち、管内の斎場に持ち込まれる割合です。また、管外率は、年間火葬件数のうち、管外から管内の斎場に持ち込まれる件数の割合です。

次に示す表から2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までの直近3年間の平均値を採用し、持込率は92.24%、管外率は2.93%と設定します。

表 持込率及び管外率の算定

区分	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	平均
全市火葬件数 (a)	5,655	5,341	5,643	5,546
市内死亡者数 (b)	5,926	5,580	6,004	5,837
市内斎場における市民の火葬者数 (c)	5,494	5,171	5,487	5,384
市内斎場における近隣市町民の火葬者数 (d)	161	170	156	162
市外斎場における市民の火葬者数 (b - c)	432	409	517	453
持込率 (c ÷ b)	92.71%	92.67%	91.39%	92.24%
管外率 (d ÷ a)	2.85%	3.18%	2.76%	2.93%

※火葬件数に死産児、胞衣を含まない

(イ) 将来の市全体の火葬需要量

管内年間死亡者数は、「(2)イ(i) 補正後の将来死亡者数の推計」により算出した値とし、算出した将来の市全体の年間火葬需要量は以下のとおりです。

年間火葬需要量についても将来死亡者数の推計と同様に推移すると、2040年（令和22年）のピーク（6,515人）まで増加し、その後減少に転じた後、2070年（令和52年）まで再度増加し、以降は減少します。

表 年間火葬需要量（年間火葬件数）の算定

区分	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
年間火葬需要量 (年間火葬件数)	5,691人	6,024人	6,324人	6,515人	6,455人	6,201人

区分	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
年間火葬需要量 (年間火葬件数)	6,098人	6,196人	6,379人	6,382人	5,964人	5,535人

※2025年（令和7年）は実績値

(4) 必要火葬炉数の算定

ア 必要火葬炉数の算定式

必要火葬炉数は、火葬場マニュアルを参考とし、以下の理論的必要炉数の算出式より算出します。

なお、理論的必要炉数とは、1基1日当たりの平均火葬数を基に火葬集中日（友引明け等火葬が集中する日）において不足なく火葬を行うことができる最小炉数とします。

$$\begin{aligned} \text{(理論的必要炉数)} &= \frac{\text{(集中日の火葬件数)}}{\text{(1基1日当たりの平均火葬数)}} \\ &= \frac{\text{(日平均取扱件数)} \times \text{(火葬集中係数)}}{\text{(1基1日当たりの平均火葬数)}} \\ &= \frac{\text{(年間火葬件数)} \div \text{(年間稼働日数)} \times \text{(火葬集中係数)}}{\text{(1基1日当たりの平均火葬数)}} \end{aligned}$$

※日平均取扱件数：1日当たりの平均火葬件数

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」

イ 年間稼働日数

既存6斎場の休場日は2日間（1月1日及び1月2日）であることから、必要火葬炉数算定における年間稼働日数については、363日と設定します。

ウ 火葬集中係数の設定

火葬集中係数とは、1日当たりの平均火葬件数（日平均取扱件数）に対する火葬集中日の火葬件数（想定日最多件数）の割合です。

(7) 火葬実績からの算出

火葬集中係数は次の式を用いて、実績より算出します。

$$\text{(火葬集中係数)} = \text{(想定日最多件数)} \div \text{(日平均取扱件数)}$$

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」

なお、想定日最多件数については、火葬場マニュアルにおける以下の算定方法により5%の稼働日を除外して算出します。

【参考】火葬集中係数における想定日最多件数

通常、火葬集中係数は、過去の火葬実績から件数の多い順に3～5%の稼働日を除外した稼働日の火葬件数を想定日最多件数とし、この想定日最多件数を日平均取扱件数で除して算出する。これは、火葬件数が増加した特殊要因を除外して過大設備となることを避けるためと、想定日最多件数を上回る3～5%の稼働日は通常体制で対応可能と考えられるからである。

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル（改訂新版）」

以下の表より、火葬件数の多い2斎場における火葬実績から算出された 1.67 を火葬集中係数とします。

表 火葬集中係数の算出（2024年度（令和6年度）実績より算出）

	中央斎場			西部斎場		神辺斎場		沼隈斎場		内海斎場	
	日数	小計	日数	小計	日数	小計	日数	小計	日数	小計	
火葬件数	20件	22日	440件								
	19件	5日	95件								
	18件	13日	234件								
	17件	17日	289件								
	16件	24日	384件								
	15件	25日	375件								
	14件	24日	336件								
	13件	27日	351件								
	12件	27日	324件								
	11件	29日	319件								
	10件	27日	270件								
	9件	28日	252件								
	8件	23日	184件								
	7件	22日	154件								
	6件	21日	126件	5日	30件						
	5件	16日	80件	19日	95件						
	4件	7日	28件	38日	152件	13日	52件				
	3件	4日	12件	71日	213件	55日	165件				
	2件	2日	4件	98日	196件	105日	210件	15日	30件	1日	2件
	1件	0日	0件	78日	78件	105日	105件	94日	94件	47日	47件
0件	0日	0件	54日	0件	85日	0件	254日	0件	315日	0件	
年間稼働日数/ 火葬件数合計	363日	4,257件	363日	764件	363日	532件	363日	124件	363日	49件	
日平均取扱件数 … ①	12		3		2		1		1		
想定日最多件数 … ②	20		5		4		2		1		
火葬集中係数 … ② ÷ ①	1.67		1.67		2		2		1		

※走島斎場は火葬の実績なし

※火葬件数に死産児、胞衣を含む

※火葬件数「0件」は休め日の2日間（1月1日及び1月2日）を含まない

(イ) 実績値の妥当性について

火葬実績から算定された火葬集中係数 1.67 について、以下の火葬場マニュアルの係数を参考にし、その妥当性を検証します。また、妥当性の検証においては、市内の火葬の7割以上を担う中央斎場を基準に行います。

中央斎場は、火葬炉 12 基で運用していることから、大規模斎場(10 基～)の「1.5～1.75」の参考値の範囲内であるため、算定された火葬集中係数 1.67 は妥当といえます。

【参考】火葬集中係数

過年の火葬実績から火葬集中係数を算定できない場合は、周辺市町村斎場の実績を参考に算定する。周辺市町村の実績を入手できない場合には、小規模斎場では 2.0～2.25、中規模斎場では 1.75～2.0、大規模斎場では 1.5～1.75 の範囲で火葬集中係数を設定して支障ないと判断される。

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-

エ 火葬炉1基1日当たりの平均火葬数

火葬のタイムスケジュールを作成し、平均火葬数を設定します。

【参考】1基1日当たりの平均火葬数

火葬炉1基の1日当たりの平均火葬数は、地域の葬送慣習で許容される火葬時間帯、火葬炉の能力、同一時間帯の受付件数、告別・収骨の人員配置、待合室数等の諸要素を総合的に判断して設定する必要があります。

近年の計画では、1.0～3.0(件/日・基)の範囲で設定されることが多くなっているが、地域の葬送慣習の実情を考慮した集中日の火葬タイムテーブルを作成し、1基1日当たりの平均火葬数設定することが望ましい。

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-」

中央斎場のタイムスケジュールを参考に、以下の条件により、火葬炉1基1日当たりの平均火葬数を設定します。

- ・火葬（告別～収骨）は、10：00 から16：00 までを受付時間とします。
- ・到着してから火葬炉にお見送りするまでの時間を15分とします。
- ・火葬と冷却の時間は90分とします。
- ・収骨の時間は15分とします。
- ・告別室、収骨室及び炉前ホールは、告別・収骨室に集約し、火葬炉2基に対し、1室とします。
- ・同じ告別・収骨室を利用する場合の火葬（告別～収骨）の間隔は、清掃を考慮し15分以上空けることとします。

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00				
			① ②			③ ④			⑤					
告別・収骨室	1号炉		告別	火葬	冷却	収骨	告別	火葬	冷却	収骨	告別	火葬	冷却	収骨
	2号炉			告別	火葬	冷却	収骨							

図 告別・収骨室1室当たりのタイムスケジュール

上図の場合、10：00 から火葬を行う1号炉は、16：00 から3件目の稼働が可能ですが、2号炉は3件目を16：00 までに開始できません。これは、3号炉～12号炉においても同様であり、全体のタイムスケジュールを検討すると、1号炉も3件の稼働ができない可能性があります。また、1日3件の稼働は、火葬炉設備に負担がかかり、故障リスクが高くなることが想定されます。

よって、火葬炉1基1日当たりの平均火葬数は2.0と設定します。これは、火葬マニュアルにおける1.0～3.0(件/日・基)の範囲であるため、妥当な数値といえます。

オ 市全体の理論的必要火葬炉数の算出

これまでに設定した係数等を用いて、本市全体で将来的に必要な火葬炉数を算出します。

火葬需要量のピークである2040年（令和22年）に、理論的必要火葬炉数は最大15基、平常時の火葬件数は18件、集中日の火葬件数は30件となります。

なお、算出結果は、1斎場に年間火葬需要量が集中すると想定した場合の算出値であるため、各斎場における算出結果の合計値と必ずしも一致しません。

よって、本市全体に必要な火葬炉数は、最低15基と設定します。

表 市全体の理論的必要火葬炉数の算出

区分	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
死亡者数推計値	5,990	6,339	6,655	6,856	6,793	6,526	6,417	6,520	6,713	6,716	6,276	5,825
年間火葬需要量…① (年間火葬件数)	5,691	6,024	6,324	6,515	6,455	6,201	6,098	6,196	6,379	6,382	5,964	5,535
年間稼働日数…②	363											
火葬集中係数…③	1.67											
平常時の火葬件数 …①÷② (小数点以下切り上げ)	16	17	18	18	18	18	17	18	18	18	17	16
集中日の火葬件数 …①÷②×③	26.18	27.71	29.09	29.97	29.70	28.53	28.05	28.50	29.35	29.36	27.44	25.47
集中日の火葬件数 (小数点以下切り上げ)	27	28	30	30	30	29	29	29	30	30	28	26
平均火葬数(基・日)…④	2.0											
理論的必要火葬炉数 …①÷②×③÷④	13.09	13.86	14.55	14.99	14.85	14.26	14.03	14.25	14.67	14.68	13.72	12.73
理論的必要火葬炉数 (小数点以下切り上げ)	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	14	13

※2025年(令和7年)の死亡者数推計値及び年間火葬需要量は実績値

4 既存6斎場の今後の在り方検討

(1) 備後圏域の現状と動向

ア 備後圏域の斎場の現状

近隣市町である備後圏域（広島県三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、岡山県笠岡市、井原市と本市を含めた7市2町）における斎場の位置は以下のとおりです。

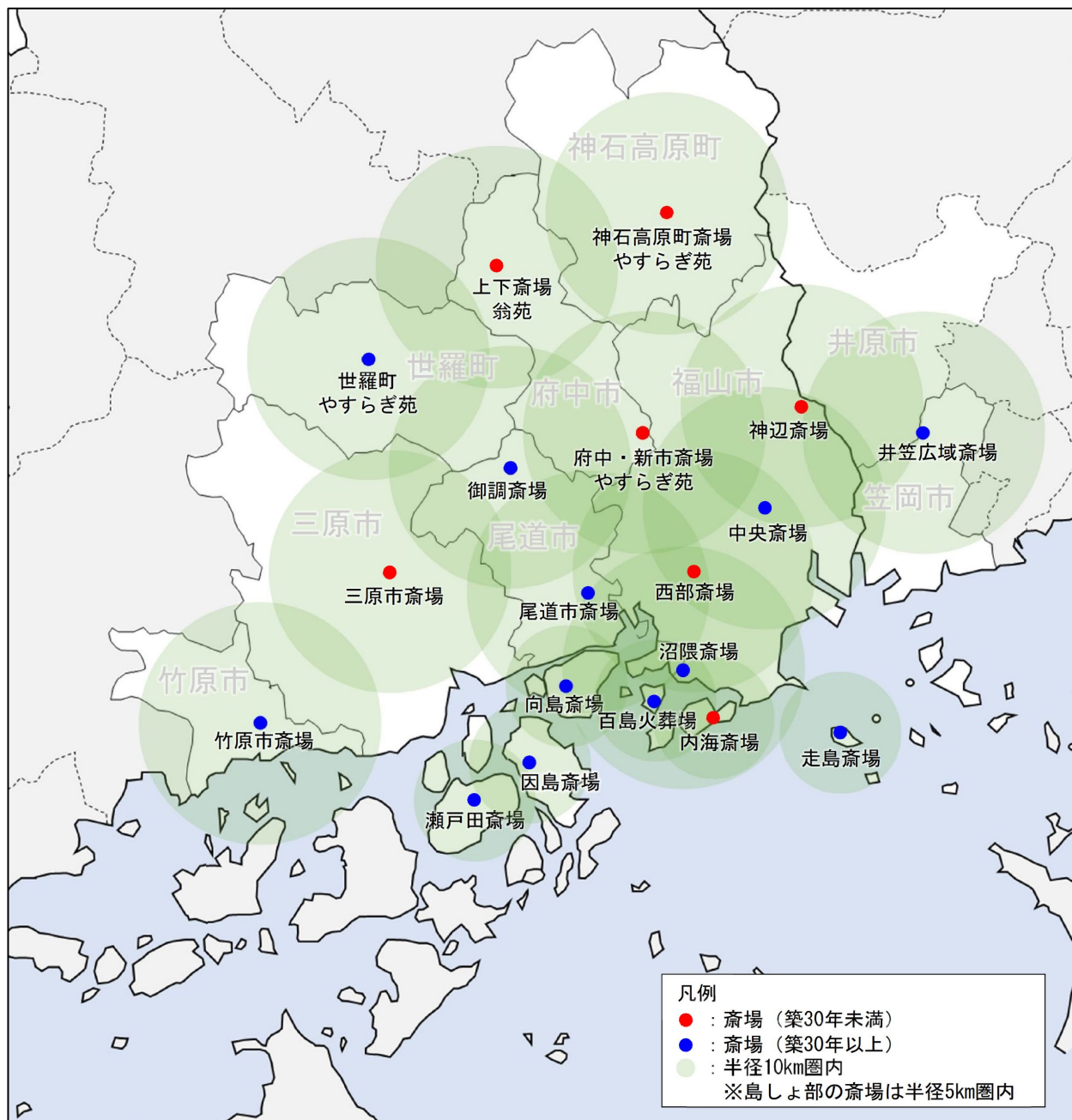


図 備後圏域の斎場位置

備後圏域における斎場の概要は以下のとおりです。斎場の多くは築年数が 30 年以上であり、今後再整備の可能性があります。

表 備後圏域の斎場の概要

施設名称	三原市斎場	尾道市斎場
所在地	三原市	尾道市
竣工年月	2020 年（令和 2 年）9 月	1984 年（昭和 59 年）3 月
築年数（※）	5 年	41 年
炉数	大型炉 6 基	普通炉 6 基、胞衣炉 1 基
日最大火葬件数	11 件	8 件
火葬 料金	12 歳以上	市内無料、市外 18,400 円
	12 歳未満	市内無料、市外 11,500 円
葬祭会館	無	有
霊安室	無	有
動物炉の有無	無	無

施設名称	御調斎場	向島斎場
所在地	尾道市	尾道市
竣工年月	1983 年（昭和 58 年）4 月	1985 年（昭和 60 年）3 月
築年数（※）	42 年	40 年
炉数	普通炉 2 基	普通炉 2 基
日最大火葬件数	4 件	4 件
火葬 料金	12 歳以上	市内 10,000 円、市外 30,000 円
	12 歳未満	市内 7,000 円、市外 21,000 円
葬祭会館	無	無
霊安室	無	無
動物炉の有無	無	無

施設名称	因島斎場	瀬戸田斎場
所在地	尾道市	尾道市
竣工年月	1983 年（昭和 58 年）9 月	1988 年（昭和 63 年）3 月
築年数（※）	42 年	37 年
炉数	大型炉 1 基、普通炉 2 基、 胞衣炉 1 基	大型炉 1 基、普通炉 1 基
日最大火葬件数	6 件	4 件
火葬 料金	12 歳以上	市内 10,000 円、市外 30,000 円
	12 歳未満	市内 7,000 円、市外 21,000 円
葬祭会館	有	無
霊安室	有	無
動物炉の有無	無	無

※2025 年（令和 7 年）4 月時点

施設名称	百島火葬場		府中・新市斎場やすらぎ苑
所在地	尾道市		府中市
竣工年月	1994年（平成6年）4月		2000年（平成12年）3月
築年数（※）	31年		25年
炉数	普通炉1基		普通炉4基、胞衣炉1基、 予備スペース1基
日最大火葬件数	2件		8件
火葬 料金	12歳以上	市内8,000円、市外30,000円	市内又は新市町内20,000円、 市外50,000円
	12歳未満	市内5,000円、市外20,000円	市内11,000円、市外28,000円
葬祭会館	無		無
霊安室	無		有
動物炉の有無	無		有

施設名称	上下斎場翁苑		竹原市斎場
所在地	府中市		竹原市
竣工年月	2004年（平成16年）2月		1989年（平成元年）10月
築年数（※）	21年		36年
炉数	普通炉2基		大型炉1基、普通炉2基、 胞衣炉1基、予備スペース1基
日最大火葬件数	4件		6件
火葬 料金	12歳以上	市内20,000円、市外50,000円	市内15,000円、市外30,000円 ※18歳以上
	12歳未満	市内11,000円、市外28,000円	市内無料、市外18,000円 ※18歳未満
葬祭会館	有		無
霊安室	有		有
動物炉の有無	無		無

施設名称	世羅町やすらぎ苑		神石高原町斎場やすらぎ苑
所在地	世羅町		神石高原町
竣工年月	1990年（平成2年）8月		1997年（平成9年）6月
築年数（※）	35年		28年
炉数	普通炉3基		普通炉3基
日最大火葬件数	6件		3件
火葬 料金	12歳以上	町内20,000円、町外30,000円	町内30,000円、町外60,000円
	12歳未満	町内14,000円、町外30,000円	町内20,000円、町外40,000円
葬祭会館	無		有
霊安室	有		有
動物炉の有無	無		無

※2025年（令和7年）4月時点

施設名称	井笠広域斎場	
所在地	笠岡市	
竣工年月	1987年（昭和62年）11月	
築年数（※）	38年	
炉数	普通炉7基、胞衣炉1基	
日最大火葬件数	21件	
火葬料金	12歳以上	管内※8,000円、管外36,000円
	12歳未満	管内7,000円、管外24,000円
葬祭会館	無	
霊安室	有	
動物炉の有無	有	

※2025年（令和7年）4月時点

※管内は笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町をさします

イ 備後圏域と福山市の斎場との連携の可能性

備後圏域における連携の可能性については、今後、定期的に斎場担当者会議（備後圏域斎場連携ワーキング）を開催し、次の2点について協議していくとともに、斎場の管理運営に関する課題の共有、課題解決に向けた意見交換を継続して行うこととします。

災害時等の連携体制

災害時や火葬炉の故障、事故、更新等により火葬を行うことができない場合に、火葬を受け入れる、物資等を提供する、人員を派遣するなどの協力体制を構築していきます。

斎場の共同運営などの可能性

斎場の改修・更新計画を共有し、各市町の斎場の建替えや大規模改修の予定を踏まえながら、斎場の共同運営など連携の可能性を検討していきます。

<共同整備運営の事例>

広域行政の制度には、地方自治法に基づく7つの手法があります。法人の設立を要しない簡便な仕組みとして、「連携協約」「協議会」「機関等の共同設置」「事務の委託」「事務の代替執行」の5種類、別法人の設立を要する仕組みとして「一部事務組合」「広域連合」の2種類があります。

斎場の共同整備運営で最も事例が多いのは「一部事務組合」で、次に共同整備を行った上で「事務の委託」により運営する方式が多く見られます。

表 共同整備運営の事例

区分	一部事務組合	事務の委託
施設名称	周南地区衛生施設組合斎場 思い出の杜ホール	瀬戸内市営火葬場
所在地	山口県下松市大字末武下680番4	岡山県瀬戸内市邑久町立坂1番地
参加自治体	下松市、光市、周南市 (組織名称：周南地区衛生施設組合)	瀬戸内市、岡山市
供用開始	2025年（令和7年）4月	2025年（令和7年）4月
運営内容	・整備費及び運営費は3市の人口割で負担	・整備費はそれぞれ2分の1を負担 ・運営費は8分の1ずつ負担し、残りを各市の利用件数に応じて負担

(2) 既存6斎場の今後の在り方

ア 既存6斎場の経過年数

既存6斎場の建物及び火葬炉設備の経過年数は以下のとおりです。

火葬炉設備は、おおむね竣工後20年～30年で更新することが多く、建物は竣工後40年～60年で建替え等が検討されています。

このことから、神辺斎場以外の斎場については、火葬炉設備の更新の検討が必要であり、中央斎場及び沼隈斎場については、建物の更新も併せて検討していく必要があります。

表 既存6斎場の建物及び火葬炉設備の経過年数

施設名称	経過年数		竣工年月日
	建物	火葬炉設備	
中央斎場	41年	20年～22年 ※2003年(平成15年)～ 2005年(平成17年)に更新	1984年(昭和59年)3月31日
西部斎場	26年	26年	1999年(平成11年)3月31日
神辺斎場	13年	13年	2011年(平成23年)8月18日
沼隈斎場	40年	40年	1984年(昭和59年)9月17日
内海斎場	25年	25年	2000年(平成12年)1月24日
走島斎場	30年	30年	1995年(平成7年)3月31日

※ 2025年(令和7年)4月1日現在

イ 既存6斎場の利用状況

既存6斎場の火葬炉数と火葬実績は以下のとおりです。

構成比(既存6斎場の火葬炉数の合計に対する各斎場の火葬炉数の割合)と受持率(全市火葬件数に対する各斎場の火葬件数の割合)を比較すると、中央斎場及び神辺斎場の2斎場は構成比より受持率が高いことから、使用頻度が高いといえます。また、中央斎場は、市内の火葬件数の75%を受け持ち、中央斎場、西部斎場及び神辺斎場の3斎場で95%を超えています。

表 既存6斎場の火葬炉数と火葬実績

項目	中央斎場	西部斎場	神辺斎場	沼隈斎場	内海斎場	走島斎場	合計
火葬炉数	12基	4基	2基	2基	2基	1基	23基
構成比	52.17%	17.39%	8.70%	8.70%	8.70%	4.35%	100%
火葬実績 ※過去3年平均	4,117件	707件	536件	134件	52件	0件	5,546件
受持率	74.24%	12.74%	9.66%	2.42%	0.94%	0.00%	100%

※火葬件数に死産児、胞衣を含まない

ウ 斎場の適正配置の考え方

市内斎場の適正配置について、公共施設の保有総量、平常時の管理や災害時のリスク分散の観点が必要です。福山市公共施設等サービス再構築基本方針及び火葬場マニュアルより、市内斎場は、必要な機能を確保しながら集約・複合化などにより、保有総量の縮減や長寿命化を行い、災害時などに施設機能喪失を避けるために分散化が必要となります。

■公共施設の保有総量の縮減

【4-2 公共施設（ハコモノ）の再整備の進め方 4-2-1 取組の方針】

地域の特性を考慮しながら公共施設（ハコモノ）を配置し、時代のニーズや変化に的確に対応するよう、広域的な視点も踏まえたうえで、必要な機能を確保しながら集約・複合化などにより、保有総量の縮減に努めます。また、公共施設（ハコモノ）の設置目的などの枠組を超えた視点で余裕空間の活用や機能の転換に加え、ICT など新しい技術も取り入れながら施設の有効活用を図ります。さらに、現在も次の世代も安心・安全な公共施設（ハコモノ）が利用できるよう、適切な日常管理や設備の更新、大規模修繕などにより可能な限り長寿命化をめざします。

出典：福山市公共施設等サービス再構築基本方針

■火葬場の適正配置

【第2章火葬場建設に関する基本的計画事項 第1節火葬場の適正配置】

火葬場の施設整備計画における施設配置の基本的な考え方は、環境保全の見地から管理が不十分になりがちな小規模施設の分散化を極力抑制するとともに、従来の小規模施設又は老朽施設等は整理・統合を促進させることである。

一方、大都市では、施設の大規模・集中化は、会葬車両により交通事情への影響を招くだけでなく、災害時などに施設機能を喪失させる事態も予想されるので、適正規模の施設の分散化を考慮しなければならない。

【解説】

火葬場の施設整備計画の策定に当たっては、環境保全の見地から公害発生のない、施設建設並びに地域との調和を図るため、住民が受け入れやすい快適な施設建設を目的とする。そのため、中小都市の場合、高額な設備投資や十分な維持管理が困難で、公害の発生源となりかねない小規模火葬場を分散的に建設することはできるだけ避ける必要がある。

そのかわり、可能な限り統合し市町村単位の火葬場とするか、複数の市町村が共同で整備する一部事務組合運営方式などを採用して規模の大きな火葬場を建設することにより高額な設備投資が可能となり、公害防止設備や建築設備等も十分に整備できるようになる。しかも、維持管理に必要な人材の確保も容易となり、スケールメリットが得られるのみでなく環境保全上も万全を期すことができる。

一方、大都市の場合、大規模な火葬場を一か所に建設すれば、会葬車両により慢性的な交通混雑を招いて、地域に悪影響を与えるだけでなく、天災や事故などの発生時には施設の機能が全面的にマヒする事態も予想される。このような地域的悪影響や不測の事態を避けるため、大都市における火葬場は適正規模で、複数地域に、適正に配置することが必要である。

出典：日本環境斎苑協会「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-」

各斎場からおおむね30分以内に到達できる範囲を各斎場から半径10km圏内と想定した場合、本市においては、北西部に府中市の府中・新市斎場やすらぎ苑が位置することで、中央斎場、西部斎場、神辺斎場、府中・新市斎場やすらぎ苑の4斎場で市内全域10km圏内（島しょ部を除く。）の十分な分散配置がなされています。

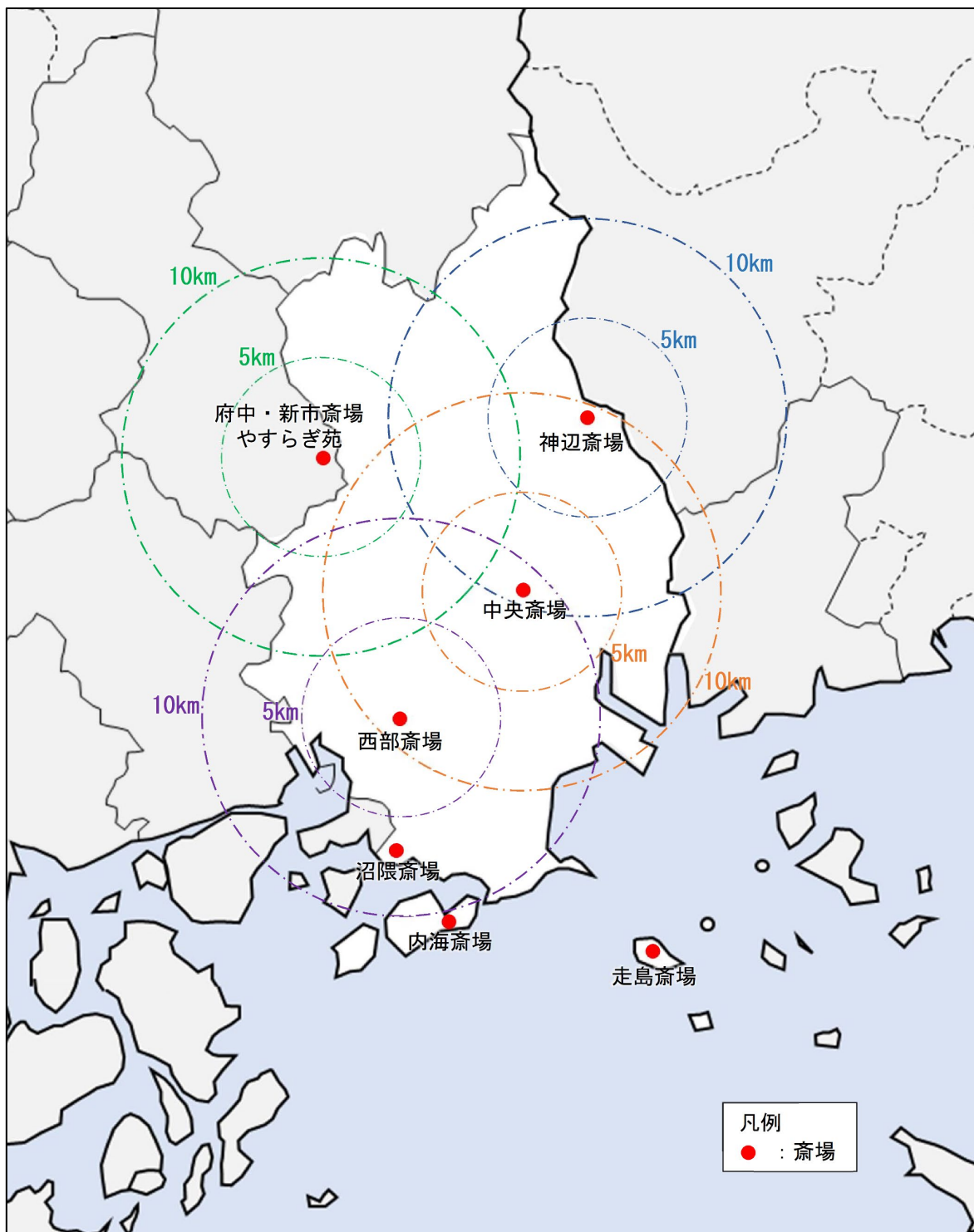


図 4 斎場からの距離

エ 既存6斎場の在り方

中央斎場、西部斎場及び神辺斎場の3斎場で、全市の95%を超える火葬件数となっており、特に中央斎場は、市の中央部に位置するアクセスの利便性から、全市火葬件数の75%を担っています。市の中央部に立地するこの利便性は他の斎場にはない特長であり、今後も高い需要が継続すると見込まれることから、既存6斎場の中核を担う斎場として、建物等の劣化、将来の火葬需要及び会葬者の動線確保等の課題が解決できるよう、他の斎場に優先して大規模修繕又は建替えによる再整備について検討する必要があります。

西部斎場及び神辺斎場については、全市火葬件数の23%を担っていることから、火葬炉設備の定期的な更新を含めた改修を行い、今後も継続して運営していくための長寿命化を検討します。沼隈斎場及び内海斎場においては、火葬を実施しない日の方が多く、走島斎場では2017年度（平成29年度）以降1度も火葬を実施していない状況です。そうした火葬件数が少ない状況の中、建物、設備の修繕費及び人件費といった経費が発生しており、運営効率の面で課題があります。これらの3斎場については、今後の利用状況をみる中で、近隣斎場への統廃合を視野に入れた検討をしていく必要があります。

表 既存6斎場の在り方

施設名称	現状	整備方針
中央斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の75%の火葬を行っており、最も利用されている。 ・市中心部に位置し、市内全域からの利用がある。 ・供用開始から40年が経過し、長寿命化のための大規模改修又は建替えの検討を行う時期にある。 ・火葬炉設備の更新から20年が経過し、建物の整備時期に合わせた更新の検討が必要である。 	<p>中央斎場の認知度が高く、斎場利用者へのアンケートから、現在のような市の中心部にあることが今後の中央斎場の場所を決める上で重要であるとの回答を得ていること、福山駅や福山東インターチェンジからの近さから、交通の便が良く、中心部から近く集まりやすいという利便性の良さから、現在の市内中心部での再整備を検討する。</p>
西部斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の約13%の火葬を行っており、中央斎場の次に利用されている。 ・市南西部に位置し、市西部からの利用が多い。 ・供用開始から26年が経過しており、供用開始後20年目に長寿命化に向けた屋根の改修を行っている。 	<p>現在、大きな課題はないため、引き続き、適切な時期に建物や設備の更新又は改修を行うことにより、長寿命化を図る。</p>
神辺斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の約10%の火葬を行っている。 ・市北東部に位置し、市内中心部から距離があるため、市北部からの利用が多い。 ・市内斎場の中で最も新しく、建物や設備の早急な更新、改修は不要である。 	<p>現在、大きな課題はないため、引き続き、適切な時期に建物や設備の更新又は改修を行うことにより、長寿命化を図る。</p>
沼隈斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の2%程度の火葬にとどまり、火葬炉数の構成割合と受持率を比較しても、受持率の方が低く、利用が少ない。 ・市南部に位置し、内海斎場と位置が近い。 ・沼隈町及び内海町の利用者で8割を占める。 ・供用開始から40年が経過しており、建物及び設備の更新の検討が必要である。 	<p>施設・設備の老朽化が進んでおり、火葬件数が少なく、利用者も近隣の住民がほとんどで市内全域からの利用が見込めないため、適正配置の考え方から、地元との調整を行いながら、段階的な統廃合を検討する。</p>
内海斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の0.9%程度の火葬にとどまり、火葬炉数の構成割合と受持率を比較しても、受持率の方が低く、利用が少ない。 ・市南部に位置し、沼隈斎場と位置が近い。 ・利用者の7割が内海町であり、沼隈町の利用者と合わせると、全体の9割を占める。 ・2000年に供用開始し、火葬件数が少ないことから、建物や設備の劣化はあまりなく、大きな課題はない。 	<p>火葬件数が少なく、利用者も近隣の住民がほとんどで市内全域からの利用が見込めないため、適正配置の考え方から、地元との調整を行いながら、段階的な統廃合を検討する。</p>
走島斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年度(平成29年度)以降、火葬件数は0件であり、利用実績がない。 ・離島に位置している。 ・供用開始から30年が経過しており、建物及び設備の更新の検討が必要である。 	<p>火葬の利用は9年間なく、設備の保守点検や定期的な着火テストなどのメンテナンス費用が発生しており、費用対効果の観点からも、地元との調整を行いながら、施設の廃止を含めた検討を行う。</p>

5 中央斎場の再整備方針の検討

(1) 中央斎場の適地検討

「4(2)ウ 斎場の適正配置の考え方」で整理したとおり、中央斎場、西部斎場、神辺斎場、府中・新市斎場やすらぎ苑の4斎場の分散配置により市内全域10km圏内(島しょ部を除く。)からのアクセスが可能であるため、中央斎場の再整備にあたっては、斎場の分散配置の維持を前提として、本市の中央部における再整備を行うことが適切です。

現在の中央斎場は、福山駅や福山東インターチェンジに近く、鉄道及び自家用車のいずれの交通手段においてもアクセス性が高い立地にあり、市内に限らず遠方からの利用者の利便性も高いことや、長年にわたり利用されてきた実績により、斎場としての認知度が高く、静かさや落ち着きがある周辺環境の良さも含めて立地が評価されています。また、来場者の交通手段の多くは自家用車であり、一般葬では10台～30台程度、家族葬においても5台～10台程度の駐車スペースが必要となりますが、現在の中央斎場の敷地内であれば十分な駐車場の確保が可能です。

以上のことから、斎場の適正配置、利用者の利便性、認知度の高さ、周辺環境の良さ、十分な駐車場の確保の観点により、現在の中央斎場と同位置(葬祭会館及び駐車場を含む。)での再整備が適していると考えられます。



図 市内既存6斎場及び府中・新市斎場やすらぎ苑の位置と周辺交通

(2) 中央斎場の課題

中央斎場における課題は以下のとおりです。

表 中央斎場における課題

項目		課題内容
建物	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯のポールにさびがみられる。 ・屋外通路の屋根材の劣化がみられる。 ・エントランス等の底部に漏水の痕跡がみられる。
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上面に土砂の堆積及び雑草が繁茂している箇所がみられる。 ・パラペットの立上り面において爆裂がみられる。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルに汚れが堆積しており、景観を損なっている面がある。
	内壁	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的にクラックがみられる。 ・天井、内壁、床面の仕上げ材に劣化がみられる。
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・扉に塗装の剥がれや腐食がみられる。
火葬炉設備		<ul style="list-style-type: none"> ・2003年（平成15年）～2005年（平成17年）の更新から20年～22年経過しており、劣化がみられる。 ・火葬炉の設置間隔が狭い。
炉前ホールの動線		<ul style="list-style-type: none"> ・行き止まりの炉前ホール型の施設となっており、動線上、別会葬者との交錯は避けられず、葬送儀式におけるプライバシーが確保されていない。 ・交錯が生じるため、1日の最大火葬件数を増やすことができない。
土砂災害特別警戒区域		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の範囲内に位置し、土砂災害特別警戒区域の範囲内にも火葬棟及び待合棟の一部が位置しているため、安全性に課題がある。

(3) 大規模改修と建替えの比較検討

中央斎場の再整備手法として「大規模改修」又は「建替え」があります。

「大規模改修」は、建物構造躯体以外の可能な範囲を撤去・更新し、築80年となる2064年（令和46年）までの利用を想定します。

「建替え」は、新たに斎場を新設し、築80年までの利用を想定します。

中央斎場の現在の課題を整理し、課題を解決するための効果的・効率的な再整備手法を検討します。

ア 定性的な比較

(7) 課題及び懸念事項の対応可否

斎場として必要な機能について、「大規模改修」と「建替え」の定性的な比較を行います。定性的な比較の結果は次頁のとおりです。

「大規模改修」においては、全ての課題及び懸念事項が解決できず、現状から大きく改善することは見込めませんが、「建替え」であれば最新の施設設備を整備し、課題及び懸念事項に対して十分な対応をすることが可能です。

表 中央斎場における課題及び懸念事項と対応の可否

区分		課題及び懸念事項の対応可否	
		大規模改修	建替え
課題	建物の劣化	<ul style="list-style-type: none"> 劣化している箇所を適宜修繕及び更新することで対応可能だが、構造体の劣化など根本的な解決が難しいものがある。 <p style="text-align: right;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建替えにより対応可能 長期的な利用を想定した計画とすることで、維持管理及び改修等を容易に対応することが可能 <p style="text-align: right;">◎</p>
	火葬炉設備	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉設備の設置間隔が狭く、天井の高さも不足するため、最新のバグフィルターを備えた火葬炉設備の導入ができない。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建替えにより最新の火葬炉設備の導入が可能 今後の更新等に配慮した炉室の計画が可能 <p style="text-align: right;">◎</p>
	炉前ホールの動線	<ul style="list-style-type: none"> 動線計画の改善は困難であり、葬送儀式におけるプライバシーが確保されない。 炉前ホール出入口の交錯は改善が困難である。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建替えにより、告別室・収骨室を必要数設けることで、プライバシーが確保された葬送儀式が可能 交錯が生じない計画が可能 <p style="text-align: right;">◎</p>
	土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> 建物側での対応は不可能である。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 墓地公園駐車場及び現葬祭会館位置に建て替えることで土砂災害特別警戒区域の範囲外に整備が可能だが、一部が土砂災害警戒区域の範囲内になる。 <p style="text-align: right;">○</p>
懸念事項	駐車場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 既存の駐車場を引き続き利用可能 <p style="text-align: right;">◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の駐車場を一部使用するが、既設斎場位置を駐車場とすることで同規模の駐車場を確保することが可能 <p style="text-align: right;">◎</p>
	工事中の火葬対応	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中は閉場するため、火葬対応ができない。 仮設の火葬炉設備を導入することとなり、他の市内斎場と合わせて対応を検討する必要がある。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の斎場で火葬を行いながら建替えを行うため火葬対応に問題はないが、葬祭会館と駐車場の一部が利用できない期間が生じる。 <p style="text-align: right;">○</p>
	工事中の騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内において、工事中の騒音及び振動が生じる可能性がある。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内において、工事中の騒音及び振動が生じる可能性があるが、建物内での影響は考えにくい。 <p style="text-align: right;">△</p>
	工事中の駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 仮設の火葬炉設備を設置するため、一部使用できない可能性があり、工事中は駐車台数が少なくなる。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存の駐車場を一部使用するため、工事中は駐車台数が少なくなる。 <p style="text-align: right;">△</p>
	都市計画決定	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定の変更に関する手続きが不要 <p style="text-align: right;">◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建替えを行う場所によっては、都市計画決定の変更に関する手続きが必要 <p style="text-align: right;">△</p>
その他	待合室の利用	<ul style="list-style-type: none"> 既存の5室のままであるため、利用件数が増加した場合の対応が困難 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火葬件数の増加を見込んだ室数とすることが可能 <p style="text-align: right;">◎</p>
	職員の更衣室等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 現在は通路の一部を更衣室として利用しており、独立した空間となっていない。 <p style="text-align: right;">△</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員用の更衣室や休憩室を設けることで労働環境の改善に繋がる。 <p style="text-align: right;">◎</p>

(4) 建替え位置の比較

建替えにおいては、「①中央斎場敷地内の別位置（墓地公園駐車場及び現葬祭会館）に建替え」と「②中央斎場と同位置に建替え」の2案が考えられます。

①の場合、レイアウトによっては、墓地公園駐車場及び現葬祭会館間の市道奈良津高見台線の付け替えの可能性があります。駐車場の一部が一時的に利用できない可能性があります。工事中の火葬対応に影響はなく、前項で整理した既存中央斎場の課題に対して十分な対応をすることが可能です。②の場合、仮設の火葬炉設備を敷地内に設けることで工事中の火葬対応は可能ですが、課題に対応した施設面積の配置が困難です。

これらのことから、建替えにおいては、①中央斎場敷地内の別位置（墓地公園駐車場及び現葬祭会館）に建替え案を採用し、検討を進めます。

表 建替え位置の比較

区分	①中央斎場敷地内の別位置に建替え	②中央斎場と同位置に建替え
建替えイメージ		
適正規模の建替え可否	・ 既存中央斎場の課題に対して十分な対応が可能である。 ◎	・ 最新の火葬炉設備の導入や炉前ホール等の動線の不備が解決できる規模の斎場を計画するには敷地面積が不十分である。 △
土砂災害警戒区域の影響	・ 一部が土砂災害警戒区域の範囲内となる可能性があるが、土砂災害特別警戒区域の範囲外に整備が可能 ○	・ 土砂災害警戒区域の範囲内に位置し、土砂災害特別警戒区域の範囲内にも一部位置するため、安全性に課題がある。 △
工事中の火葬対応	・ 既存中央斎場は継続して火葬対応が可能 ◎	・ 工事中は中央斎場を閉場するため、その他斎場で対応する必要があるが、必要火葬炉数に満たない場合は仮設の火葬炉設備の導入を検討する必要がある。 △
駐車場の確保	・ 建替え工事において、既存の駐車場を一部使用するため、工事中において駐車場が不足する。 ・ 道路付け替えの場合、工事中において駐車場が不足する。 ・ 供用開始後は既存中央斎場を駐車場とすることで十分な駐車スペースを確保することができる。 ○	・ 工事中において、仮設の火葬炉設備を導入する場合は、駐車場の一部が使用不可となる。 ・ 供用開始後は既存駐車場を引き続き利用することができる。 ○
工事期間	・ 道路の付け替え、既存中央斎場及び葬祭会館の解体が必要であるため、工期は長い。 △	・ 既存中央斎場の解体が必要であるが、道路の付け替えや既存葬祭会館の解体が不要であるため、工期は短い。 ○
維持管理の容易さ	・ 建物周囲に車両動線が設けられるため、維持管理が容易であり、長期的な利用が期待できる。 ◎	・ 北側に山地があるため、建物周囲に車両動線を設けられず、維持管理が複雑になる。 △
都市計画決定	・ 都市計画決定の変更に関する手続きが必要 △	・ 都市計画決定の変更に関する手続きが不要 ◎

※図中の道路付け替え位置は検討による

図の出典：○ NTT インフラネット（左記基図に対し、建替え範囲等の情報を追記）

イ 定量的な比較

「大規模改修」と「建替え（中央斎場敷地内の別位置）」に係るイニシャルコスト及びランニングコストについて、定量的な比較を行います。

「大規模改修」は、仕上げ、電気設備、機械設備を全て撤去・更新すると想定します。また、ランニングコストは、20年間として比較します。

定量的な比較の結果は以下のとおりです。

「建替え」は、既存中央斎場の課題及び懸念事項を解決するため、延べ面積が大きくなり、設計費、工事費、維持管理費、修繕費が高くなります。「大規模改修」は、建物は斎場（火葬棟、待合棟）と葬祭会館ですが、延べ面積が小さく、工事箇所も少なくなるため、イニシャルコスト及びランニングコストは低くなります。

表 イニシャルコスト及びランニングコストの比較

	金額（税抜）		備考
	大規模改修	建替え	
イニシャルコスト （施設整備費）	4,456 百万円	5,373 百万円	
ランニングコスト （維持管理及び修繕費）	1,830 百万円	2,431 百万円	20 年間における金額
合計	6,286 百万円	7,804 百万円	

※各コストは現時点で想定しうる費用を算出した概算費用です。

ウ 中央斎場の再整備方針

定性的及び定量的な視点での比較結果は次頁のとおりです。

「大規模改修」は、イニシャルコスト及びランニングコストの面では「建替え」と比較して安価であり、定量的な視点において一定の優位性があります。しかしながら、施設の構造上の制約や敷地条件から、既存中央斎場が抱える建物劣化、火葬炉設備の更新、プライバシーや動線の確保、土砂災害の懸念といった課題及び懸念事項については十分な解決が図れず、施設機能の改善には限界があります。また、利用を継続した場合でも、今後 30 年～40 年程度で再度建替えが必要となる可能性があります。

一方、「建替え」は、定量的な視点では「大規模改修」と比べて事業費が高額となり、短期的にはコスト面での負担が大きいものの、最新の火葬炉設備の導入や効率的な動線計画、利用者のプライバシー確保、職員の労働環境の改善など、既存中央斎場の課題及び懸念事項を総合的に解決することが可能です。また、供用開始後は約 80 年間にわたり安定した施設利用が見込まれ、長期的な視点では建替えの必要がありません。

以上のことから、中央斎場の再整備にあたっては、短期的なコストの低減よりも、施設機能の向上や利用者・職員双方の安全性及び利便性の確保、将来にわたる安定的な運営を優先することが適切であると考えられます。

したがって、中央斎場の再整備は、既存中央斎場の課題及び懸念事項の解決を優先し、中央斎場敷地内の別位置（墓地公園駐車場及び現葬祭会館）に建て替える方針とします。

表 定性的及び定量的な視点での比較結果

項目		課題及び懸念事項の対応可否	
		大規模改修	建替え
課題	建物の劣化	○	◎
	火葬炉設備	△	◎
	炉前ホールの動線	△	◎
	土砂災害特別警戒区域	△	○
懸念事項	駐車場の確保	◎	◎
	工事中の火葬対応	△	○
	工事中の騒音・振動	△	△
	工事中の駐車場	△	△
	都市計画決定	◎	△
その他	待合室の利用	△	◎
	職員の更衣室等の確保	△	◎
コスト	イニシャルコスト(施設整備費)	◎	△
	ランニングコスト(維持管理及び修繕費)	○	△

6 施設整備内容の検討

(1) 中央斎場における必要火葬炉数の検討

ア 中央斎場の理論的必要火葬炉数の算出

年間火葬需要量に中央斎場の受持率を乗算し、中央斎場において将来的に必要となる火葬炉数を算出します。中央斎場の現在の受持率は 74.24% ですが、福山市立地適正化計画（2020 年（令和 2 年）4 月、2025 年（令和 7 年）4 月 一部改訂）の 2050 年（令和 32 年）の人口分布（推計）において、本市の中央部は引き続き人口密度が高いという推計が示されており、現在の中央斎場のアクセスの利便性などによる立地の優位性に加え、再整備により施設が新しくなることで現在と同等以上の利用が想定されます。しかし、斎場の適正配置の観点や周辺交通量への影響を踏まえ、現状を大きく超える受持率となることは避ける必要があることから、本計画においては、現在の受持率の 74.24% を採用し、中央斎場において将来的に必要となる火葬炉数を算出します。

火葬需要量のピークである 2040 年（令和 22 年）は、理論的必要火葬炉数は最大 12 基、平常時の火葬件数は 14 件、集中日の火葬件数は 23 件となります。

2040 年（令和 22 年）頃に西部斎場の 40 年目の大規模改修と、2050 年（令和 32 年）頃に神辺斎場の 20 年目の大規模改修が想定されますが、中央斎場の火葬炉数が 12 基であれば、西部斎場又は神辺斎場が改修工事のため休場した場合においても、中央斎場及びその他斎場で年間火葬需要量に対応可能です。なお、12 基で不足する場合においては、一時的な対応として、1 基 1 日当たりの火葬件数を増やすことで対応が可能です。

以上のことから、中央斎場の必要火葬炉数は、算出結果の 12 基を整備することが最適であると考えられます。

表 中央斎場の理論的必要火葬炉数の算出

区分	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2065年 (令和47年)	2070年 (令和52年)	2075年 (令和57年)	2080年 (令和62年)
死亡者数推計値	5,990	6,339	6,655	6,856	6,793	6,526	6,417	6,520	6,713	6,716	6,276	5,825
年間火葬需要量 (年間火葬件数)…a	5,691	6,024	6,324	6,515	6,455	6,201	6,098	6,196	6,379	6,382	5,964	5,535
中央斎場の受持率…b	74.24											
中央斎場の年間火葬 需要量…a×b=①	4,225	4,472	4,695	4,837	4,792	4,604	4,527	4,600	4,736	4,738	4,428	4,109
年間稼働日数…②	363											
火葬集中係数…③	1.67											
平常時の火葬件数 …①÷② (小数点以下切り上げ)	12	13	13	14	14	13	13	13	14	14	13	12
集中日の火葬件数 …①÷②×③	19.44	20.57	21.60	22.25	22.05	21.18	20.83	21.16	21.79	21.80	20.37	18.91
集中日の火葬件数 (小数点以下切り上げ)	20	21	22	23	23	22	21	22	22	22	21	19
平均火葬数(基・日)…④	2.0											
理論的必要火葬炉数 …①÷②×③÷④	9.72	10.29	10.80	11.13	11.02	10.59	10.41	10.58	10.89	10.90	10.18	9.45
理論的必要火葬炉数 (小数点以下切り上げ)	10	11	11	12	12	11	11	11	11	11	11	10

※2025 年（令和 7 年）の死亡者数推計値及び年間火葬需要量は実績値

イ タイムスケジュールの検討

タイムスケジュールの検討における条件は、火葬炉 1 基 1 日当たりの平均火葬件数算出と同じ次の条件とします。

- ・火葬（告別～収骨）は、10：00～16：00 までを受付時間とします。
- ・到着してから火葬炉にお見送りするまでの時間を 15 分とします。
- ・火葬と冷却の時間は 90 分とします。
- ・収骨の時間は 15 分とします。
- ・告別室、収骨室及び炉前ホールは、告別・収骨室に集約し、火葬炉 2 基に対し、1 室とします。
- ・同じ告別・収骨室を利用する場合の火葬（告別～収骨）の間隔は、清掃を考慮し 15 分以上空けることとします。

中央斎場における火葬炉設備 12 基を稼働させた場合のタイムスケジュールは、以下のとおりです。なお、前項より集中日の火葬件数は 23 件ですが、最大 24 件対応可能です。

		9:00	10:00				11:00				12:00				13:00				14:00				15:00				16:00				17:00
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔					
告別・収骨室 1	1号炉		告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨											
	2号炉			告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨										
告別・収骨室 2	3号炉						告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨							
	4号炉										告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨			
告別・収骨室 3	5号炉		告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨											
	6号炉			告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨										
告別・収骨室 4	7号炉						告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨							
	8号炉										告別	火葬				冷却	収骨				告別	火葬				冷却	収骨				
告別・収骨室 5	9号炉		告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨											
	10号炉			告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨										
告別・収骨室 6	11号炉						告別	火葬				冷却	収骨					告別	火葬				冷却	収骨							
	12号炉										告別	火葬				冷却	収骨				告別	火葬				冷却	収骨				

図 中央斎場における火葬炉設備 12 基を稼働させた場合のタイムスケジュール

(2) 施設の構成

ア 必要諸室の構成

斎場に導入する施設機能及び諸室について整理します。斎場は、大きく分けて下記の4部門と附帯施設によって構成されており、部門別の諸室の一般的な構成は下図のとおりです。

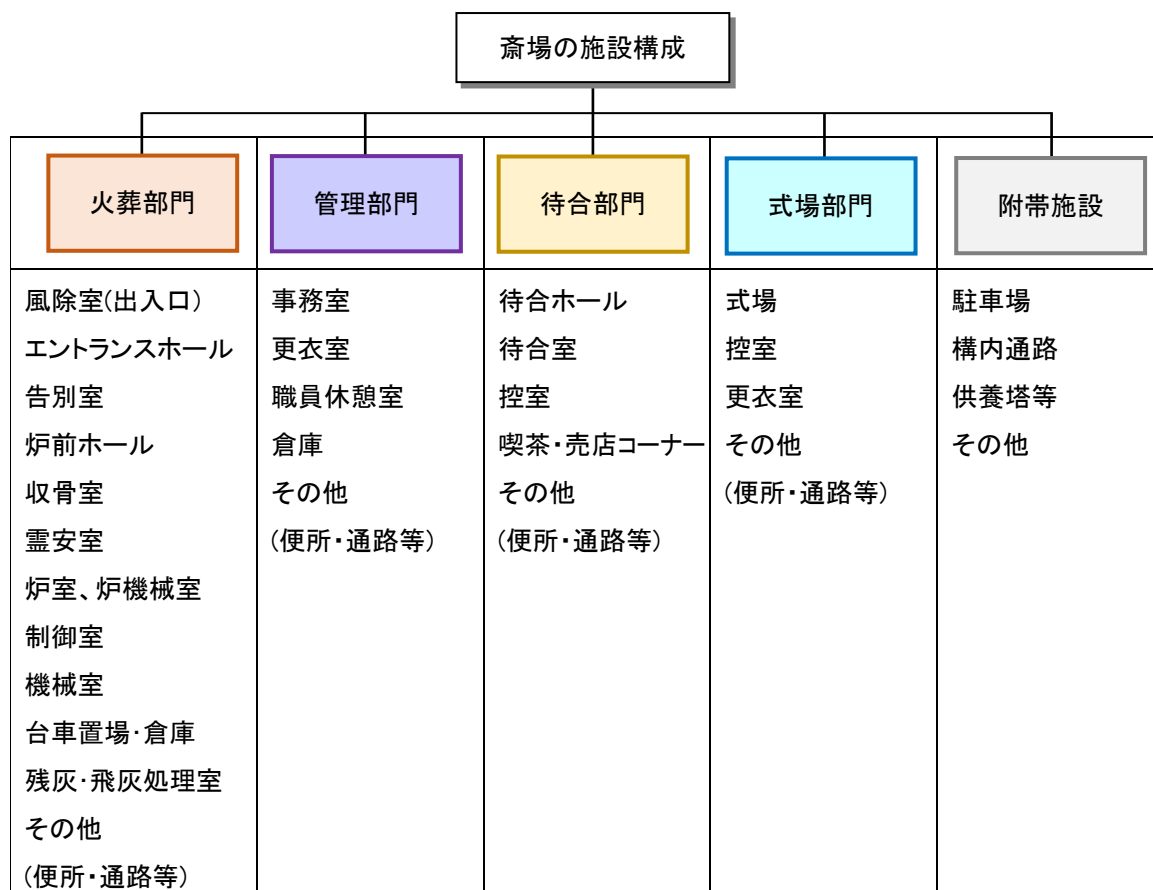


図 斎場の施設構成

イ 必要諸室の概要

(7) 火葬部門

火葬部門は直接火葬に係る部分であり、風除室（出入口）、エントランスホール、告別室、炉前ホール、収骨室、霊安室、炉室及び炉機械室、制御室、機械室（電気、空調等）、台車置場・倉庫、残灰・飛灰処理室、その他（便所・通路等）で構成されます。

a 炉前ホール・告別室・収骨室

炉前ホールは、火葬炉へ柩を納めることを確認する場所です。告別室は、一般的には火葬の前に柩を安置し焼香して最後のお別れを行う場所です。収骨室は、焼骨を骨壺に収める「骨上げ」を行う場所です。

通常、施設の適正規模化や効率的運営の観点から、告別室と収骨室は火葬炉3基ごとに1室程度の割合で設置されます。また、近年では、よりプライベート空間を重視し、炉前ホール、告別室、収骨室の3室を一体化する場合があります。その場合は、火葬タイムスケジュールを考慮し、2基ごとに個室を1室設ける場合が多くなっています。本施設においては、プライベート空間の重視や適正規模化、火葬タイムスケジュールを考慮した効率化の観点から、3室を一体化した個室として検討します。

b 霊安室（保冷库）

霊安室（保冷库）は、柩を一時的に安置・保管する場所です。

親族が遠方におられる場合等を想定し、本施設においては、霊安室（保冷库）を設けることとします。

また、規模等は、現在の中央斎場葬祭会館と同等のご遺体を2体程度収容できる保冷库を導入する計画とします。

c 炉室・炉機械室

炉室・炉機械室は、火葬炉や集じん装置、触媒等の高度な排気ガス処理設備を設置する場所です。室内温度が高温となることから、作業環境に十分配慮した計画とする必要があります。

d 制御室

制御室は、火葬炉の運転状況の確認、各種の計器、感知器により監視・制御する場所であり、監視カメラによる遠隔監視を行います。

e 台車置場

台車置場は、柩台車用と炉内台車用があり、エントランスでの霊柩車からの柩の移替えや、告別室での利用も考慮して台車置場を配置します。なお、炉室・炉機械室等の空きスペースに台車を置くことも考えられます。

f その他（動物炉）

現在、本市の斎場には動物炉はなく、近隣市町では府中市（府中・新市斎場やすらぎ苑）、笠岡市及び井原市（井笠広域斎場）の2斎場のみです。近隣市町の状況や民間業者の状況を踏まえ、動物炉の必要性について検討を行います。

(イ) 管理部門

管理部門は、事務室、更衣室、休憩室、倉庫、その他（通路等）で構成されます。斎場敷地内や建物内外における遺族及び会葬者の動きや葬送行為の流れを把握する必要があることから、一般的には火葬部門や待合部門に近接して設けられます。

事務室は、斎場利用者の申込予約等各種手続きから火葬部門の管理・運営までの一連の流れに対応する必要があります。業務形態（業務委託等）や職員構成を十分に検討した上で、最適な管理運営が実施できるよう検討します。

(ウ) 待合部門

待合部門は、火葬開始から終了までの約 90 分の間、遺族や会葬者が休憩・待機等を行う場であり、待合ホール、待合室、控室、便所、湯沸室、その他（通路等）で構成されます。

a 待合ホール

待合ホールは、遺族及び会葬者が一時的に休憩を行う空間としての利用のほか、遺族の悲しみを和らげ、会葬者が故人を偲び語らう場所です。複数の会葬者グループが待つことからホールは可能な限り広く、吹抜等ゆとりを確保することが望ましいです。また、授乳室やキッズルーム、更衣室等の設置も検討します。

b 待合室

待合室は、火葬開始から終了までの間、遺族や会葬者が待機をする場所であり、火葬タイムスケジュールから同一時間帯の稼働炉数と同数は必要ですが、清掃時間等を考慮し、火葬炉設備数と同数を設ける例が多くなっています。最近では洋室の希望が多く、洋室の一部に畳のコーナーを設けている例もあります。

c 喫茶・売店コーナー

喫茶・売店コーナーは、遺族や会葬者が待合ホール又は待合室で休憩・待機する際に利用する軽食や飲料のほか骨壺や香典袋等を販売する場所です。中央斎場では現在自動販売機の設置のみの対応となっています。

(イ) 式場部門

式場部門は、葬儀を執り行う場であり、式場、控室(遺族、僧侶、葬祭業者)、更衣室、その他(便所・通路等)で構成されます。

現在、中央斎場敷地内に葬祭会館があり、大式場(155 m²)と小式場(77 m²)、控室(3室)があります。家族葬ニーズの増加や民間の葬祭場の充実などから葬祭会館の利用は減少しており、10年前と比較すると2割程度の利用にとどまっているため、規模の縮小や廃止を検討します。

表 中央斎場葬祭会館の利用実績

区分	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度)
大式場	50件	16件	4件
小式場	57件	21件	18件
合計	107件	37件	22件

(オ) 附帯施設

附帯施設は、駐車場や構内通路であり、利用者の動線や管理用の動線を考慮するとともに、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを採用します。

a 駐車場及び構内通路

駐車場は、斎場利用者の需要を検討し、必要となる台数を確保します。車いす使用者の駐車スペースは、施設出入口に近接させる等安全に配慮し利便性の高い計画とします。

構内通路は、歩道と車路はできる限り交差しないよう配慮する必要があります。敷地出入口、駐車場、建物玄関を結ぶ遺族及び会葬者の動線と、管理用の動線(搬入関係者や葬儀業者等)は可能な限り分離し、斎場として整然とした空間を創出するよう検討します。

(3) 平面・立面・断面計画

ア 平面計画

平面計画の検討においては、葬送行為が円滑に行われる動線の確保や、遺族及び会葬者にとって十分な空間と環境を提供できることに留意する必要があります。

各諸室における基本的な考え方は以下のとおりです。

(ア) エントランスホール

エントランスホールは風除室・車寄せに接して配置し、枢台車等の長さを考慮した奥行とします。

枢の大型化等を考慮し、風除室の奥行は 3.0m 程度を確保します。また、エントランスホールは通路としての利用だけでなく、一時休憩等の利用も考慮します。

(イ) 告別・収骨室

葬送行為において、告別・収骨室は最も重要な空間です。故人の旅立ちに相応しい空間作りや遺族及び会葬者のプライバシーに配慮した計画とします。

(ウ) 炉室・炉機械室

火葬炉には冷却前室を設けることから、炉室の奥行約 10m を確保し、火葬炉の炉心間隔は 3.0m～3.5m とします。また、維持管理・更新時の搬出入に配慮し、屋外に通じる動線を確保します。

炉機械室は、高性能集じん装置等の設置検討も含めた機器の適正配置の検討と、それに伴う適切な幅・奥行を確保することとします。特に奥行は、高性能集じん装置（バグフィルター）を設けることから 15m を確保します。

(エ) 待合ホール・待合室

待合ホールは、複数の遺族及び会葬者のグループが同時間帯に使用することがあるため、十分な広さのある計画とします。

待合室は、広さや採光等の室内環境に関して、各室で大きな差異が生じることのないように留意して計画します。

(オ) 管理運営部門諸室

管理及び運営に関する各諸室（事務室等）は、火葬部門に併設する計画とし、可能な限り遺族及び会葬者が使用するエリアを通ることなく管理・火葬部門の諸室へ移動ができる動線計画とします。

イ 立面計画

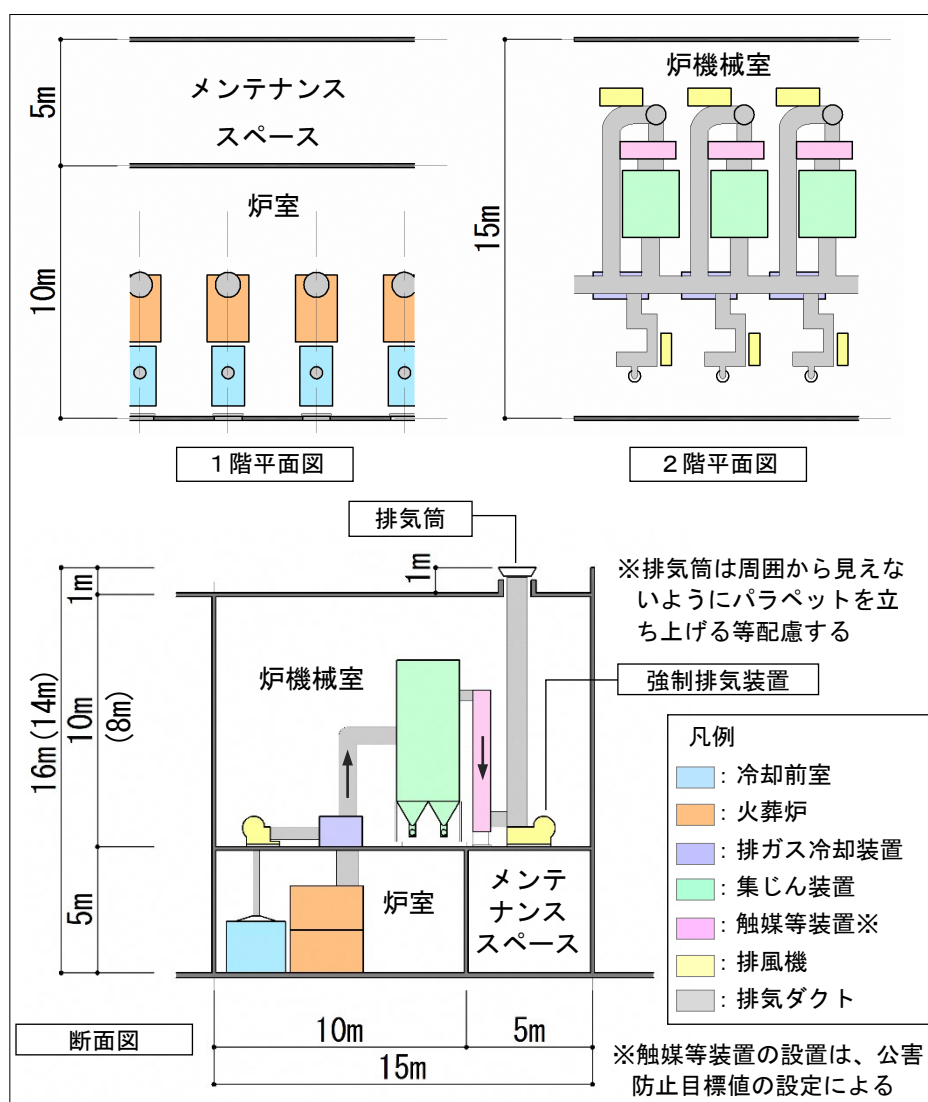
排気筒が周囲から見えないようにすること、斎場と判断できるような看板等を壁面へ設置しないこと等、近隣住民に配慮した立面計画とします。また、周囲の景色と調和するような色彩とすることで、新設斎場が周辺景観に馴染むように配慮します。

ウ 断面計画

炉室の上部に火葬炉設備の炉機械類を設置する構成とし、1階に炉室、2階に炉機械室を配置する事例は、近年の斎場に多く採用されています。

炉室の上部に集じん装置及び排気筒を設置しているため、災害時の停電等、強制排気装置が稼動しないときでも、自然排煙による排気が期待できます。

建物の高さは、冷却方式により異なり、空気混合方式は熱交換方式よりも集じん装置が約2m高くなることから、火葬炉設備による必要建物規模としては、奥行が約15m、高さが約16m（排気筒含む。）必要となります。なお、熱交換方式を採用した場合、高さは約14mとなります。



※パラペット：屋上やバルコニーの端部に設ける低い壁

※各寸法は参考値であり、基本設計時に実状に合わせて調整する

※（）内の寸法（高さ）は、熱交換方式を採用した場合の高さ

図 炉室及び炉機械室の構成

(4) 建築計画

ア 建築計画

(7) ユニバーサルデザイン

本施設の計画に関しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び広島県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するものとし、敷地出入口及び車いす使用者用駐車スペースから本施設への経路に関しては、段差がないもの又は勾配を 1/20 以下の傾斜に抑えたものとし、利用者が快適に移動できるように配慮します。

また、本施設の平面計画及び断面計画においては極力段差をなくすように努め、訪れる全ての人々が安心して利用できる、人にやさしい施設となるようにユニバーサルデザインを取り入れた計画とします。

(イ) 仕上げ計画等

本施設の仕上げ等については、以下の項目に留意し選定します。

a 仕上げ計画

建築の仕上げ選定については、故人の旅立ちに相応しい施設となるよう、十分に配慮します。特にエントランスホール、告別・収骨室、便所等多数の方が利用する場所の仕上げは、質感のある材料を使用し、床は滑り止めの加工等を施します。

また、維持管理について留意し、清掃や管理が容易となるよう施設の耐久性を高める仕上げとするとともに、安らぎの効果や環境面に配慮したものとします。

b サイン計画

施設の案内板や室名札等のサイン（看板・案内表示等）は、各室の使用目的や設置場所等を考慮し、それぞれの空間構成に相応しい文字の大きさ、書体、色彩を検討します。

また、多言語表記やピクトグラムを活用など、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。

(ウ) 施設の長寿命化、維持管理への配慮

本施設の長寿命化を図るため、維持管理やメンテナンスがしやすい計画とします。また、個々の部位、部材、設備、部品等については、耐久性があり汎用性があるものを採用した計画とします。

イ 構造計画

(7) 耐震性能

施設の構造における耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省 平成 25 年 3 月 29 日）」の考え方に準拠し、以下のとおりとします。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類

(イ) 構造体の耐震安全性

構造体の「Ⅱ類」は、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる性能を有するものであり、災害応急対策活動に必要な官庁施設、危険物を貯蔵又は使用する官庁施設、多数の者が利用する官庁施設等が主な対象となります。斎場についても、重要なインフラ施設であるため、これらの施設と同等と設定します。

基礎構造は、損傷等によって上部構造の機能を阻害しないものとします。また、鉛直力、水平力及び地盤等による影響に対して十分安全な構造とし、大地震動に対しても鉛直方向の耐力低下は著しく低下することなく、上部構造の機能には有害な影響を与えない計画とします。

(ウ) 建築非構造部材の耐震安全性

建築非構造部材の「A類」は、外部及び活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する部屋等における建築非構造部材について、大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる性能を有するものであり、災害応急対策活動に必要な官庁施設、危険物を貯蔵又は使用する官庁施設が主な対象となります。斎場についても、重要なインフラ施設であるため、これらの施設と同等と設定します。

(イ) 主要構造部材

施設の主要構造部材は、防火区画を形成しやすいこと、建築内各種振動・騒音の伝搬を抑えやすいこと及び他自治体の斎場において採用実績が多いことから、鉄筋コンクリート造を基本とします。

(オ) 耐用年数

建物の耐用年数は 80 年以上となる計画とします。

ウ 設備計画

(7) 耐震性能

施設の設備における耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省 平成 25 年 3 月 29 日）」の考え方に準拠し、以下のとおりとします。

対象部位	耐震安全性の分類
建築設備	甲類

(イ) 建築設備の耐震安全性

建築設備の「甲類」は、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とし、災害応急対策活動に必要な官庁施設設備、危険物を貯蔵又は使用する官庁施設設備が主な対象となります。斎場についても、重要なインフラ施設であるため、これらの施設と同等と設定します。

建築設備については、要求される機能の信頼性を高めるとともに、不測の事態により必要な設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段を確保するよう計画します。

(ロ) 施設の長寿命化、維持管理への配慮

本施設の長寿命化を図るため、建築設備の維持管理やメンテナンスがしやすい計画とします。また、個々の部位、部材、設備、部品等については、耐久性及び汎用性があり、省エネルギー化に配慮したものを採用した計画とします。

(ハ) 電気設備計画

電気設備計画においては、省エネルギー及び長寿命に配慮したものを採用し、環境負荷の低減に資するよう計画します。また、不特定多数の方が利用されることから安全性の確保も重要となります。斎場は機能維持の観点から停電対策が重要となり、非常時においても火葬場機能の継続や施設利用者の安全、避難誘導を考慮し、商用の電力供給途絶に対応する必要があります。

(ニ) 空調・換気設備

火葬場における空調・換気設備計画において、特に告別・収骨室及び炉室は、焼香や火葬に係る臭気等に配慮する必要があります。告別・収骨室は、炉室からの熱気に配慮し、エントランスホール等に影響がないよう計画します。炉室は室内温度が高くなることから良好な作業環境を確保することが必要となります。

(ホ) 給排水衛生設備

給排水衛生設備は、建築基準法及び関連法令の定めるところにより、施設利用者の安全及び環境への配慮が図られるよう計画します。

(ヘ) 昇降機設備（エレベーター）

遺族及び会葬者が利用するエレベーターは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び広島県福祉のまちづくり条例に適合した仕様とします。

(5) 動線計画

ア 駐車場及び車両動線計画

利用者の一般車両については、駐車場までの動線誘導を行う路面標示を設置するとともに、駐車ますの寸法は 2.5m×5.0m を確保します。車両動線については、通路幅員 6m 以上を確保し、対向車との接触事故回避のために一方通行で計画します。

なお、車寄せは、雨天時でも快適な乗降を可能とするために屋根（庇）を計画します。

駐車場の規模（台数）の算出について、斎場の主な機能は火葬部門と待合部門であることから、火葬場マニュアルにおける「2部門（火葬・待合）構成の火葬場」による駐車台数の算出方法に準拠して算出します。

以下の算出結果より、本施設（火葬炉数：12基）に必要な駐車場は、普通乗用車121台（車いす使用者用3台を含む）程度、中型車（マイクロバス等）4台程度となります。

表 駐車場台数内訳

車種	項目	台数	算定根拠
普通乗用車	I. 火葬遺族及び会葬者用車両	80	平均的乗用車台数 ^{※1} × 同一時間帯の稼働炉数 ^{※2} =10台 × 8基
	II. 車いす使用者用車両	3	I、III～Vの合計の2%で想定 ^{※3}
	III. 宗教関係者用車両	8	同一時間帯の稼働炉数 ^{※2}
	IV. 従業員用車両	10	10台と想定
	V. 予備スペース	20	0.2～0.3 × I、III、IVの合計 0.2 × 98 ≒ 20
	合計	121	I～Vの合計
中型車	マイクロバス	4	同一時間帯の稼働炉数（8基）の半数 ^{※4}
	合計	4	

※1：利用者アンケート及び葬祭業者へのヒアリング結果により、平均的乗用車台数は10台と想定します。

※2：同一時間帯の稼働炉数は「6(1)イ タイムスケジュールの検討」より8基と想定します。

※3：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び広島県福祉のまちづくり条例より、総駐車台数の2%以上を設けます。

※4：葬祭業者へのヒアリング結果によるマイクロバスの平均的台数は0台～1台であるため、マイクロバス駐車場は同一時間帯の稼働炉数（8基）の半数である4台を設けます。

イ 利用者、運営者及び維持管理者の利用動線計画

火葬場は、告別・火葬・収骨を行う火葬部門、待合部門、事務管理のための管理部門に区分され、各部門の位置や関係性に配慮し、柩や利用者、運営者及び維持管理者の流れがスムーズになるような計画とすることで、可能な限りそれぞれの動線が交錯しない計画とします。

駐車場から本施設への利用者動線において、車両動線を横断する場所には横断歩道を整備し、利用者の安全に配慮した計画とします。

運営者及び維持管理者の動線において、本施設周囲に 3.5m～4 m 程度の管理用通路を整備することで、日常的な維持管理、火葬炉設備又はその他機器の更新時期においても、運営への影響を極力抑える計画とします。

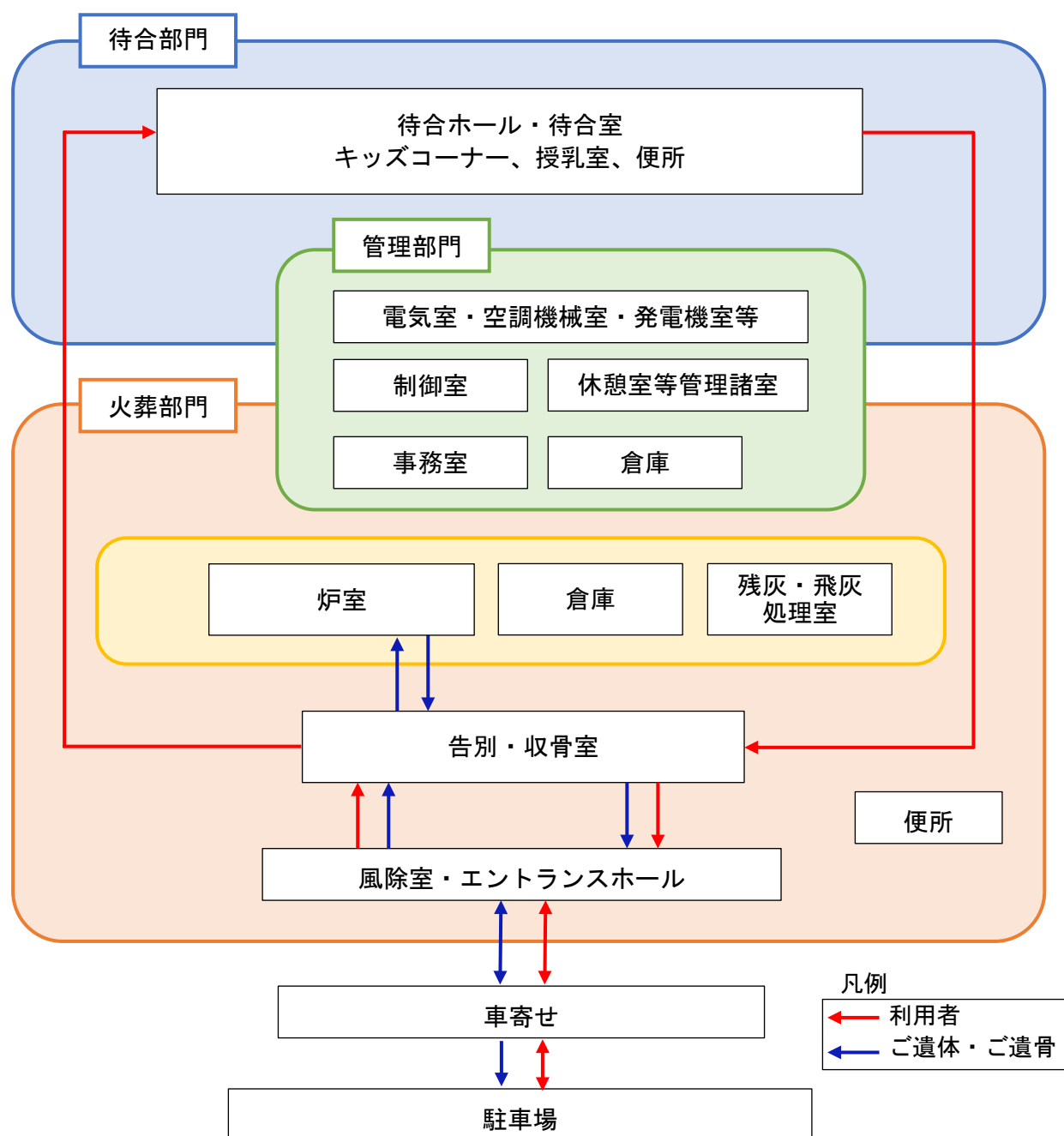


図 動線機能イメージ

(6) 火葬炉設備に関する検討

ア 火葬炉設備の基本構成

火葬炉設備には、公害防止、省エネルギー性、耐久性、作業環境改善、維持管理性が要求されており、近年整備されている一般的な火葬炉設備は、冷却前室・主燃焼炉・再燃焼炉・排ガス冷却装置・集じん装置・誘引排風機・排気筒により構成されています。

火葬炉設備の基本的な構成は各メーカーとも同じですが、燃焼方法等についてはメーカーによって細部が異なります。

また、近年の火葬炉の運転は自動化され、タッチパネル等による操作で標準的な火葬を完了することが可能となっています。

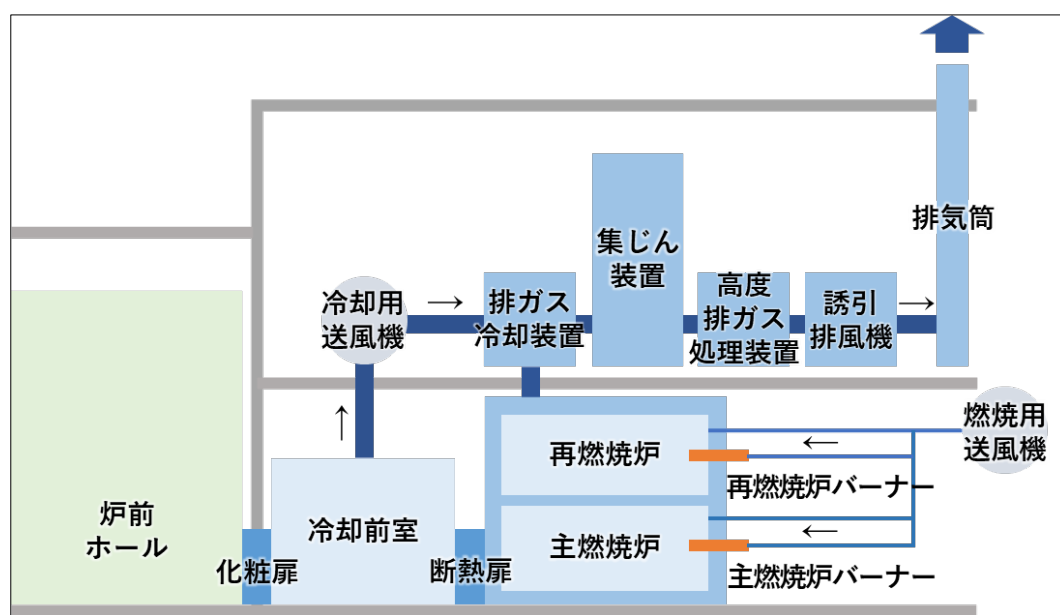


図 火葬炉設備の構成参考図

(7) 主燃焼炉

主燃焼炉は、台車移動による柩の收容、焼骨の取出しが容易で、制御に対する応答性に優れ、密閉性が高いものとしします。炉体は、内部をセラミックファイバー、耐火レンガ、不定形耐火材、断熱レンガの耐火・断熱材、外部を鉄骨、鋼板製のケーシングで囲った堅牢な構造となっています。複数の火葬炉を設置する場合、近年では炉の運転操作性、補修や維持管理の観点から各炉を分離して設置する独立型が一般的となっています。

(イ) 再燃焼炉

主燃焼炉で発生する不完全燃焼の排気ガスは、ばいじんや悪臭のほか、ダイオキシン類等も含んでいます。これらの不完全燃焼の排気ガスは、火葬初期の低温燃焼帯で多く発生することから、火葬開始の5分～10分前から再燃焼炉を予熱して800℃程度まで升温してから主燃焼炉に着火します。また、ダイオキシン類は火葬終了まで間断なく発生するので、再燃焼炉温度は常時850℃程度に維持する必要があります。

(ウ) 燃料供給装置

火葬炉に使用される燃料は、灯油等の液体燃料と都市ガス、LP ガスの気体燃料に大別されますが、新設火葬場では経済性や環境負荷の軽減を考慮して採用します。

(エ) 燃焼装置

主燃焼炉用バーナーは、火葬に適した火炎形状で、燃料及び燃焼用空気の制御が自在で、失火がなく安定した燃焼状態を維持できるものとします。

再燃焼炉用バーナーは、5分程度で炉内温度を800℃程度に昇温できる容量とし、排気ガスの攪拌・混合に寄与する火炎形状を維持できるものとします。また、バーナー燃焼用送風機は、燃焼量の変化に伴う所要圧力を安定して維持でき、低騒音のものとします。

(オ) 排ガス冷却装置

排ガス冷却装置は、排気ガスを集じん機等の耐用温度まで降下させる目的で設置します。ダイオキシン類の再合成反応を防止するため、再燃焼炉でダイオキシン類を完全に熱分解し、再燃焼炉に近い位置に排ガス冷却器を設置して、約200℃以下まで急冷することが必要となります。

冷却の考え方には「空気混合方式」と「熱交換方式」があり、前者は送風機により空気を送気し強制冷却する方法、後者は熱交換器により一度間接冷却を行い、その後送風機により空気を送気し強制冷却する方法です。

前者は送風機の容量が大きくなりますが、ダイオキシン類が再合成しにくい特徴があります。後者は送風機の容量を小さくできますが、熱交換時の温度帯(約350℃付近)でダイオキシン類の再合成の可能性があるため、以降に高度排ガス処理装置(触媒装置)を併用することが望ましいとされています。

(カ) 集じん装置

主燃焼炉の排気ガスを再燃焼することで、排気ガス中の有機物はおおむね灰状の無機物に変化しますが、残存するばいじんを除去し、排気筒からのダイオキシン類等の排出量を低減するためには集じん装置の設置が必要となります。

(キ) 高度排ガス処理装置(触媒装置)

高度排ガス処理装置は、ダイオキシン類等の環境汚染物質の一層の低減のために設置する、集じん装置(バグフィルター等)以降の排ガス処理装置(触媒装置)です。

(ク) 強制排気装置

火葬炉設備で発生した燃焼ガスを、誘引排風機又は押込送風機(エジェクター)により強制的に外気へ排出するシステムを強制排気方式といい、本方式による排気手段を強制排気装置といいます。

(ケ) 計装制御装置

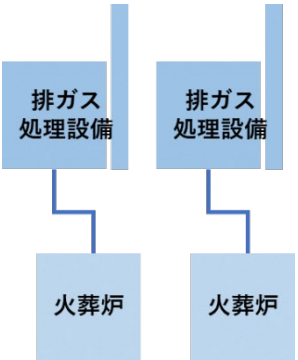
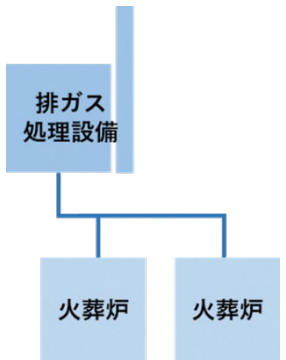
計装制御装置は、火葬炉の各機器の運転状況を把握するために必要となります。また、火葬炉の各機器を設計どおりに運転させるために、各種制御が行われることによって、火葬炉が設計どおりの性能を発揮します。

※計装制御装置は各種制御を行うシステム全体のことを指すため、参考図中（(6)ア図 火葬炉設備の構成参考図）では示していません。

イ 排気方式の検討

火葬炉の排気系統は、2炉を1系列とする場合と1炉ごとに1系列とする場合があり、それぞれの特徴等については以下のとおりです。コスト面や必要スペースを考慮すると2炉1系列が有利ではありますが、設備メンテナンス時又は故障時の1系列ごとの単独稼働や、大規模災害時等の連続稼働に対しては1炉1系列が有利となります。本計画では、コスト面で優位性のある2炉1系列を基本として考えます。

表 火葬炉排気系列の比較

項目	1炉1系列	2炉1系列
概要図		
形式	火葬炉1炉に対して、排気設備が1基ずつ設備されている形式	火葬炉2炉に対して、排気設備が1つの系列に集合されている形式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣炉の稼働状況の影響を受けずに火葬が可能である。 ・ 排気設備点検時は1炉単位で休止可能 ・ 炉数が奇数の場合でも全て同じ部品となり、予備部品の点数を少なくできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気設備を2炉で共有するため、イニシャルコスト及びメンテナンスコストを抑えることができる。 ・ 設置スペースが小さい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気設備を各炉で持つため、2炉1系列と比較してイニシャルコスト、メンテナンスコストが高くなる。 ・ 設置スペースが大きくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気設備を共有する隣炉と同時に火葬をする際に影響が生じる。 ・ 排気設備点検時2炉単位で休止となる。 ・ 炉数が奇数の場合は1炉1系列との混在が発生し、予備部品の点数が増える。
整備コスト	1基当たり約 85,000 千円(税抜)	1基当たり約 75,000 千円(税抜)
維持管理コスト	設備機器が多いため、保守点検費用が割高になる。 火葬1件当たりに使用する電気使用量はほぼ変わらない。	保守点検費用の面で有利である。
建築計画	炉間ピッチ 3.5m 以上	炉間ピッチ 3.0m 以上
	必要面積(炉室)においても2炉1系列の方が省スペース化を図ることができる。	
故障時等	排風機等の故障時は関連する1炉が使用不可ただし、火葬中の故障時はバイパス配管により、隣接排気系列を利用し火葬は継続できる。	排風機等の故障時は関連する2炉が使用不可ただし、火葬中の故障時はバイパス配管により、隣接排気系列を利用し火葬は継続できる。
	圧力制御を確実にを行い、危険回避システム(インターロック等)を導入することにより、排風機等の故障は回避できる。	

※整備コストは、近年の物価上昇に伴い上昇傾向にあるため、参考数値を記載

(7) 使用燃料及びエネルギー対策についての検討

ア 主燃料の選定

一般的に火葬場で使用される燃料は、プロパンガス（LPG）、都市ガス等の気体燃料と、灯油等の液体燃料がありますが、いずれの燃料においても安定して供給されることが重要です。

現在の中央斎場の使用燃料は都市ガスであり、中圧Bが布設されていることから、初期のイニシャルコストを抑えることができ、環境性能も優れているため、再整備後の中央斎場においても都市ガスを採用します。

各燃料の比較は以下のとおりです。

表 主燃料の比較

	都市ガス	LPG(プロパンガス)	灯油
原料	・液化天然ガス ※メタンが主成分	・液化石油ガス (LPG:Liquefied Petroleum Gas) ※プロパンやブタンが主成分	・白灯油 ※原油を蒸留し、生成する過程で得られる(第4石油類)
機構	・ガス供給管から火葬炉に供給する。	・液体貯蔵状態から、ペーパーライザー(気化器)にて気体に状態変化し、火葬炉に供給する。	・液体貯蔵状態から、給油ポンプを介して、火葬炉に供給する。
貯蔵方法	・貯蔵施設は不要	・敷地内にバルクタンクを設置して貯蔵する。	・敷地内に灯油タンクを設置して貯蔵する。
燃料特性	・燃料の成分が安定しており、燃焼阻害が生じないため、安定燃焼が可能	・燃料の成分が安定しており、燃焼阻害が生じないため、安定燃焼が可能	・保管時の水分等異物の混入により燃焼阻害が生じる可能性がある。
取扱いに必要な資格	・取扱いはガス会社が行う。	・取扱いはガス会社が行う。	・「危険物取扱者」の資格が必要
環境性能	・燃焼排ガス中に Sox(硫黄酸化物)を生成しない。 ・燃料に窒素分が含まれないため、フューエル NOx(窒素酸化物)を生成しない。	・燃焼排ガス中に Sox(硫黄酸化物)を生成しない。 ・燃料に窒素分が含まれないため、フューエル NOx(窒素酸化物)を生成しない。	・燃焼排ガス中に僅かな Sox(硫黄酸化物)を生成する可能性がある。 ・フューエル NOx(窒素酸化物)を生成する。
緊急時の対応	・地震発生時等においてガス供給管に被害が発生した場合は、復旧までに時間を要する。 ・中圧管は被害が少ない。	・敷地内にバルクタンクを設置するため、比較的短時間で復旧可能 ・道路寸断等、施設までのガス配送に支障が生じた場合、稼働再開に時間を要する。	・敷地内に燃料タンクを設置するため、比較的短時間で復旧可能 ・道路寸断等、施設までの灯油配送に支障が生じた場合、稼働再開に時間を要する。
必要設備	・貯蔵設備が不要なため、安価に整備可能	・バルクタンク、気化器等が必要なため、整備に費用がかかる。	・地下タンク、給油ポンプ等が必要なため、整備に費用がかかる。
火葬燃料費(税抜)	・約 45m ³ /件 × 110 円/m ³ = 4,950 円/件	・約 20m ³ /件 × 300 円/m ³ = 6,000 円/件	・約 50L/件 × 120 円/L = 6,000 円/件

※各燃料費は、時期により変動するため参考値とする

イ 災害時の対応

本市の斎場は、広島県地域防災計画及び広島県広域火葬計画に基づき、災害時に火葬対応が可能な施設として整備する必要があります。

災害時には、24 時間体制で対応することとし、災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、3 日間の火葬（最大 12 基×3 回転×3 日間）に対応できるよう、発電設備による電源供給を含め、必要な物品等を常備するものとします。

火葬に必要な燃料については、ガス供給の中圧管の強度が高く、大震災にも十分耐えられる構造であるため、災害時にも安定して供給されるものと考えられます。また、ガス供給施設の被災や中圧管の損傷等による長期的な供給停止は考えにくく、災害時に中断された火葬中の状態から火葬を終了するまでの燃料及びガス供給の再開までに必要な予備燃料の確保が必要となります。

予備燃料については、他の斎場との共有が可能な灯油を想定し、災害時に中断された火葬に必要な量を斎場内に確保するとともに、災害発生時には「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」により、広島県石油商業組合に協力を要請し、必要な燃料を確保することとします。

表 予備燃料の比較

	LPG(プロパンガス)	灯油
バーナーの互換性	・バーナーの共有が可能	・バーナーに互換性はない。 ・可搬式の灯油の非常用バーナーに取り換えることが可能
貯蔵方法	・敷地内にポンベ又はバルクタンクを設置して貯蔵する。	・敷地内に灯油タンクを設置して貯蔵する。 ・非常用発電機の燃料として貯蔵があれば、小出槽から燃料を取り出し使用することが可能
貯蔵量の目安	・約 20m ³ /件×12 件 =240m ³ ≒500kg ・50 kg ポンベで 10 本程度が必要	・約 50L/件×12 件=600L ・600L 程度の灯油タンクが必要
災害時の供給 (貯蔵しない場合)	・他の斎場は灯油であるため、共有が不可能	・他の斎場との共有が可能 ・「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」により、広島県石油商業組合に協力を要請し、必要な燃料を確保することが可能

7 環境保全対策の検討

(1) 環境保全の目的

斎場は燃焼プロセスをもつ環境汚染源の一つでありながら、住民への配慮や景観上の問題等から煙突（排気筒）を低く設定せざるを得ないため、発生源で環境保全を行うことが重要です。

そのため、火葬場マニュアル等の環境基準及び規制基準を参考とした公害防止目標値を設定し、周辺環境の汚染防止に努めることが求められます。

環境基準…維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標とするための基準
規制基準…公害等の発生源から排出される汚染物質の濃度等、大気や水質等への排出を個別の法律により、規制される最低限の基準

(2) 公害防止目標値の設定

火葬場マニュアル及び法規制等を基に、排ガス・悪臭・騒音・振動の公害防止目標値を設定します。

なお、火葬場マニュアルに定められている公害防止目標値は、「火葬場の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究（平成2年度厚生行政科学研究）」に示されたガイドラインや各自治体の条例等を参考に、より厳しい値を設定しています。

ア 排ガス

斎場は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）における「ばい煙発生施設」には該当しないため、規制対象外施設です。また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）における「廃棄物焼却炉」に該当しないため、規制対象外施設です。

一方、ダイオキシン類濃度の指針値は、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」において、以下のとおり設定されています。

3.2 排ガス濃度の指針値

①新設炉の排ガス中のダイオキシン類濃度の指針値・・・1ng-TEQ/m³N

②既設炉の排ガス中のダイオキシン類濃度の指針値・・・5ng-TEQ/m³N

（ともにO₂12%換算）

出典：火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（厚生省（現厚生労働省））

よって、火葬場マニュアルの数値を公害防止目標値に設定します。

排ガスに関する公害防止目標値は次頁のとおりです。

表 斎場の排ガスに関する公害防止目標値

項目	公害防止目標値	
排ガス濃度 (排気筒出口) ※排ガスの濃度は酸素濃度12%換算値とする。	ばいじん	0.01g/m ³ N 以下
	硫黄酸化物	30ppm 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	塩化水素	50ppm 以下、副葬品抑制
	一酸化炭素	30ppm 以下
	ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N 以下

出典：火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版- (日本環境斎苑協会)

イ 悪臭

計画地は、悪臭防止法第3条に基づく市の告示により、第2種区域と指定されているため、悪臭原因物の許容限度（臭気指数）は、15（敷地境界）と規制されています。

悪臭物質濃度及び臭気濃度は火葬場マニュアルの数値を公害防止目標値に設定します。なお、悪臭物質濃度については、排気筒出口で満足するよう設定します。

【参考】

火葬場は都市部においては生活空間に密接にかかわる場所に位置する。そのため、住民への配慮や景観上の問題等から煙突（排気筒）を低く設定せざる得ない状況にある。しかしながら燃焼プロセスをもつ環境汚染源の一つであることも事実である。低煙突の場合、大気拡散による希釈効果は期待しにくい。したがって、発生源でしっかりと環境保全を行うことが重要である。

出典：火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版- (日本環境斎苑協会)

ウ 騒音

計画地は、騒音規制法第3条に基づく市の告示により、第2種区域に該当します。規制基準は以下のとおりです。

表 騒音規制法に基づく規制基準

区域区分	時間の区分	騒音規制法 (1998年福山市告示第72号)	広島県生活環境の保全等に関する条例 (条例施行規則第35条)
第1種区域	朝・夕	45 デシベル	45 デシベル
	昼間	50 デシベル	50 デシベル
	夜間	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	朝・夕	50 デシベル	50 デシベル
	昼間	55 デシベル	55 デシベル
	夜間	45 デシベル	45 デシベル
第3種区域	朝・夕	60 デシベル	65 デシベル
	昼間	60 デシベル	65 デシベル
	夜間	50 デシベル	55 デシベル
第4種区域	朝・夕	70 デシベル	70 デシベル
	昼間	70 デシベル	70 デシベル
	夜間	60 デシベル	65 デシベル

※「朝」とは午前6時から午前8時まで、「昼間」とは午前8時から午後6時まで、「夕」とは午後6時から午後10時まで、「夜間」とは午後10時～翌日午前6時までの時間をいう

また、火葬場マニュアルにおいて、作業室内、炉前ホール、敷地境界について、下表の数値を公害防止目標値に定めています。

表 火葬場マニュアルにおける騒音に関する公害防止目標値

項目		公害防止目標値
騒音	作業室内	70dB(A) 以下 (1 炉稼動時)
		80dB(A) 以下 (全炉稼動時)
	炉前ホール	60dB(A) 以下 (全炉稼動時)
	敷地境界	50dB(A) 以下 (全炉稼動時)

※dB(A)：デシベル（騒音レベルの単位）に人間の可聴域や周波数の違いによる聞こえ方の違いを考慮し補正（A特性）したもの

出典：火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-（日本環境斎苑協会）

以上のことから、騒音に関する公害防止目標値を以下のとおり設定します。

表 斎場の騒音に関する公害防止目標値

項目		公害防止目標値
作業室内		70dB(A) 以下 (1 炉稼動時)
		80dB(A) 以下 (全炉稼動時)
炉前ホール		60dB(A) 以下 (全炉稼動時)
敷地境界		50dB(A) 以下 (全炉稼動時)
	朝夕（午前6時から午前8時まで） 午後6時から午後10時まで	50 デシベル
	昼間（午前8時から午後6時まで）	55 デシベル
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	45 デシベル

エ 振動

計画地は、振動規制法第3条に基づく市の告示により、第1種区域に該当します。振動規制法に基づく規制基準は以下のとおりです。なお、火葬場マニュアルにおいては振動に関する公害防止目標値を設定していないため、以下の規制値を振動に関する公害防止目標値とします。

表 振動規制法に基づく規制基準

区域区分	昼間 (午前7時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日午前7時まで)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

オ 排ガス・悪臭・騒音・振動の公害防止目標値

以上のことから、排ガス・悪臭・騒音・振動の公害防止目標値を、以下のとおりとします。

表 排ガス・悪臭・騒音・振動の公害防止目標値

項目		新設火葬場の 公害防止目標値	目標値の根拠
排ガス濃度 (排気筒出口) ※排ガスの濃度 は酸素濃度 12% 換算値とする。	ばいじん	0.01g/m ³ N 以下	火葬場マニュアル
	硫黄酸化物	30ppm 以下	〃
	窒素酸化物	250ppm 以下	〃
	塩化水素	50ppm 以下、副葬品抑制	〃
	一酸化炭素	30ppm 以下	〃
	ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N 以下	〃
臭気濃度	排気筒出口(濃度)	500 以下	〃
	敷地境界	10 以下	〃
臭気指数	許容限度	15	悪臭防止法第 3 条に基づく市の告示
飛灰	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	火葬場マニュアル
騒音	作業室内	70dB(A) 以下(1 炉稼動時)	〃
		80dB(A) 以下(全炉稼動時)	〃
	炉前ホール	60dB(A) 以下(全炉稼動時)	〃
	敷地境界	50dB(A) 以下(全炉稼動時)	〃
	朝夕敷地境界	50 デシベル	騒音規制法第 3 条に基づく市の告示
	昼間敷地境界	55 デシベル	〃
	夜間敷地境界	45 デシベル	〃
振動	昼間敷地境界	60 デシベル	振動規制法第 3 条に基づく市の告示
	夜間敷地境界	55 デシベル	〃

8 事業手法の整理

(1) 事業方式の概要

ア 各事業方式の概要

事業方式は、大別して「公設公営」「公設民営」「民設民営」に整理されます。各事業方式の概要を以下に示します。

(7) 公設公営方式

公共（行政、この場合は福山市。以下「市」という。）が設計・建設を行い、市が直接運営を行う方式です。

a 従来方式（D+B方式）

従来より公共事業で広く採用されていた事業方式で、市が自ら資金調達の上、施設の設計・建設を民間事業者に分離発注し、施設の運営も市自らが行う方式です。

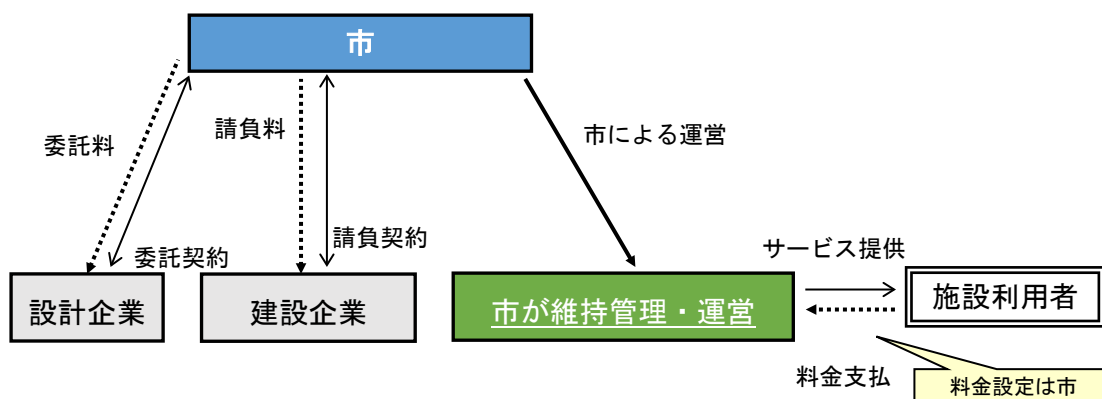


図 従来方式

b DB方式 (Design Build)

市が自ら資金調達の上、施設の設計・建設を民間事業者に一括発注し、施設の運営は市自らが行う方式です。

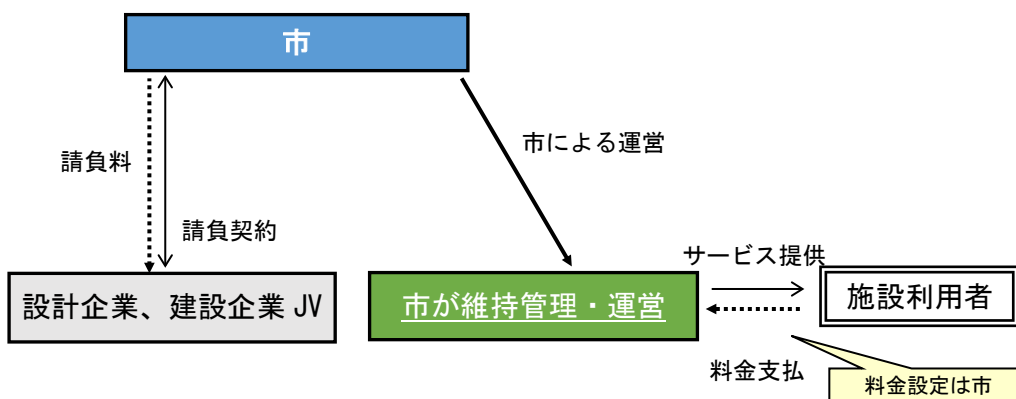


図 DB方式

(イ) 公設民営方式

市が設計・建設を行い、民間が運営を行う方式です。

a 従来方式 (+0) (D+B+0 方式)

市が自ら資金調達の上、施設の設計・建設を民間事業者に分離発注するとともに、維持管理・運営について別途民間事業者に委託する方式です。維持管理・運営は単年度又は複数年度の委託となります。指定管理者制度を導入した場合は通常3年～5年の契約となります。

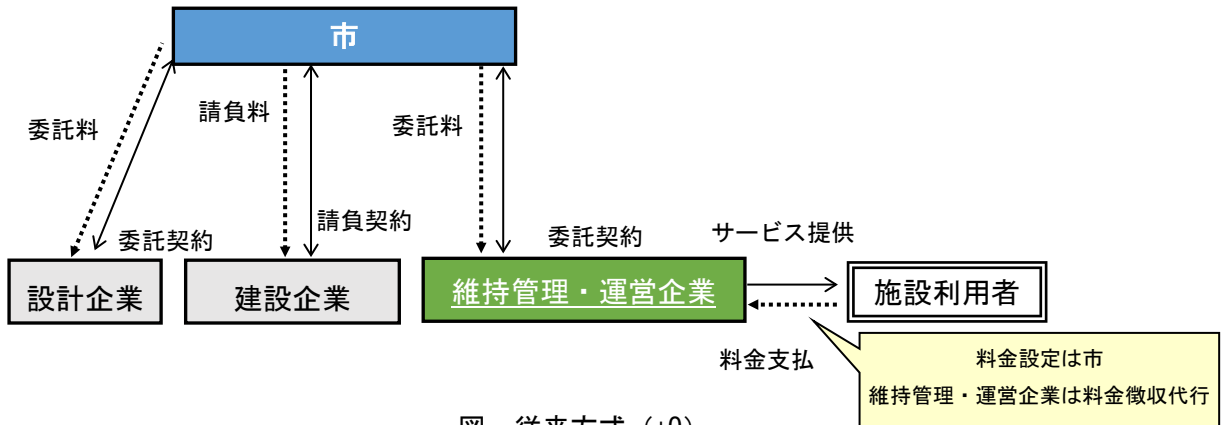


図 従来方式 (+0)

b DB+0 方式 (Design Build + Operate)

市が自ら資金調達の上、施設の設計・建設を民間事業者に一括発注するとともに、維持管理・運営についても別途民間事業者に委託する方式です。維持管理・運営は単年度又は複数年度の委託となります。指定管理者制度を導入した場合は通常3年～5年の契約となります。

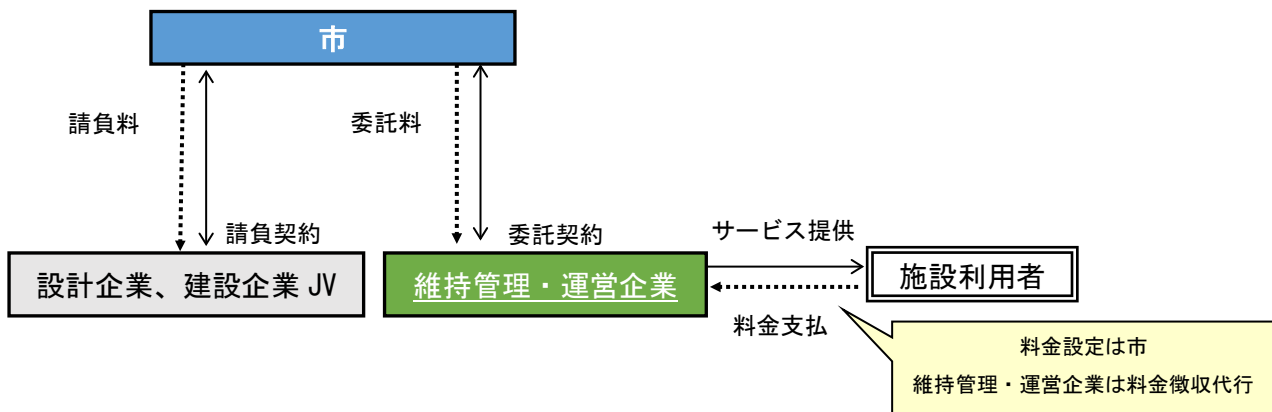


図 DB+0 方式

c DBO 方式 (Design Build Operate)

市が自ら資金調達し、施設の設計・建設及び維持管理・運営を民間事業者に一括発注する方式です。設計・建設は設計企業及び建設企業(JV)、維持管理・運営は特別目的会社(SPC※)が実施します。

PFI 方式同様、DBO 方式も長期契約となるため、出資者の破綻の影響から離隔するために SPC を設立し、SPC が維持管理・運営を担うこととなります。

なお、DBO 方式では設計・建設及び維持管理・運営を一括して発注するため、建設工事請負契約(設計施工一括契約)と維持管理・運営委託契約(包括的業務委託契約)、そしてそれぞれの契約を一体のものとしてまとめるための基本契約により構成される複合的な契約形態になることに留意が必要です。

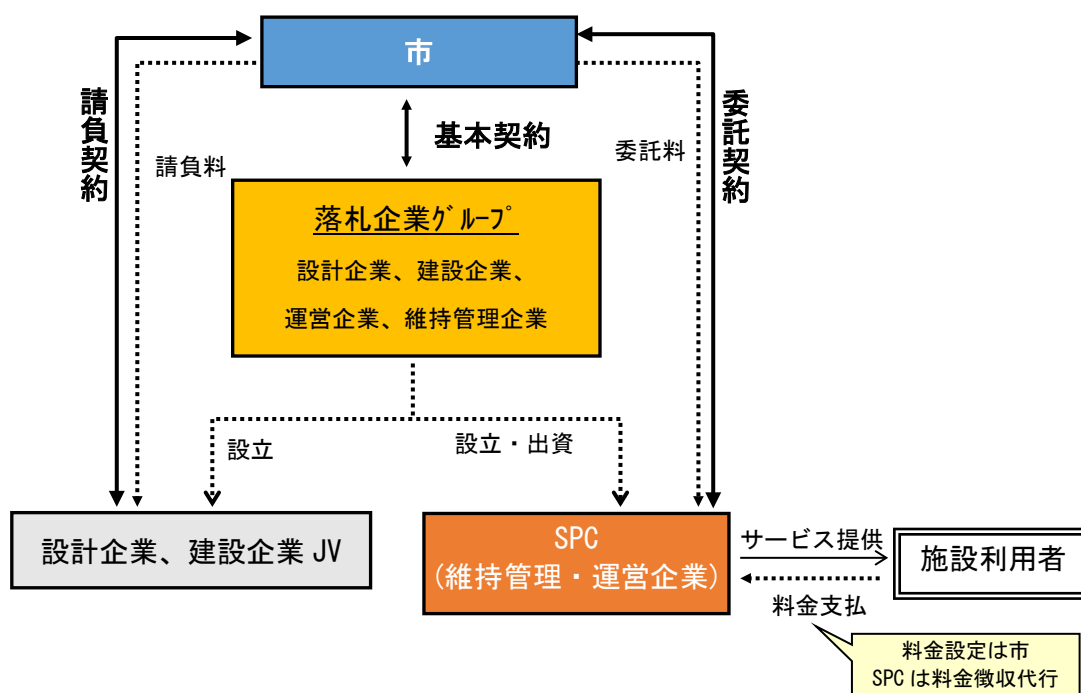


図 DBO 方式

※SPC とは Special Purpose Company の略。ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。DBO 方式やPFI 方式では、公募提案する共同企業体(コンソーシアム)が、新会社を設立して、設計・建設から維持管理・運営を行うことが多い。

(ウ) 民設民営方式(PFI(Private Finance Initiative)方式)

PFI方式とは、設計・建設及び維持管理・運営を民間事業者に一括発注する方式ですが、DBO方式とは異なり、初期投資費用等の資金調達を民間事業者が行うこととなります。施設の所有形態により主に以下の3つに区分されます。

a BTO方式(Build Transfer Operate)

民間事業者が自ら資金調達し施設の設計・建設を行い、施設完成直後に施設の所有権を市に移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う方式です。

b BOT方式(Build Operate Transfer)

民間事業者が自ら資金調達し施設の設計・建設を行った上で、維持管理・運営を行い、事業期間終了後に施設の所有権を市に移転する方式です。

c B00方式(Build Own Operate)

民間事業者が自ら資金調達し施設の設計・建設を行った上で、維持管理・運営を行い、事業期間終了後、所有権を市に移転することなく、民間事業者は施設を解体・撤去し、更地返還する方式です。なお、民間所有の土地を利用している場合は更地返還の必要はありません。

施設の所有権を市に移転することがないため、公共性の高い斎場では不向きであり、採用された事例はありません。

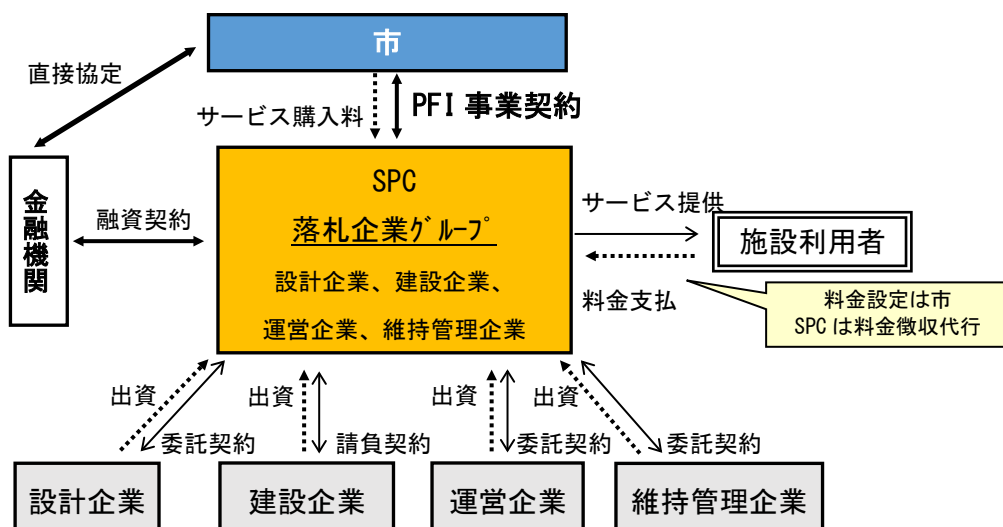


図 PFI方式

イ 各事業方式における役割分担

各事業方式における役割分担は以下のとおりです。

表 各事業方式における役割分担

手法	事業方式	土地購入/所有	資金調達	維持管理・運営期間の所有権	設計・建設の実施主体	維持管理・運営の実施主体
公設 公営	D+B	市	市	市	市	市
	DB	市	市	市	市	市
公設 民営	D+B+0	市	市	市	市	民
	DB+0	市	市	市	市	民
	DB0	市	市	市	市	民
民設 民営 (PFI)	BT0	市	民	市	民	民
	B0T	市	民	民	民	民
	B00	市	民	民	民	民

 : 市が民間事業者へ一括して発注する範囲

(2) 先行事例

斎場の維持管理・運営は指定管理者による実施も行われており、その観点からは、公設民営方式が増加しています。また、近年ではPFI方式による実施件数も増えていることから、民間事業者側にもPFI方式における一定のノウハウが蓄積されているといえます。

次頁に、DB+0方式、DB0方式、PFI方式により整備された斎場の他自治体事例を示します。

表 DB+0 方式による斎場事例

事業名称	事業開始時期 ^{※1}	式場有無 ^{※2}
湖南省火葬場施設整備事業	H24. 12. 20	—
岡山市東山斎場整備事業	H26. 7. 28	—
瀬戸内市新火葬場（仮称）整備事業	R3. 11. 10	—

表 DB0 方式による斎場事例

事業名称	事業方式	維持管理・ 運営期間	事業開始 時期 ^{※1}	式場有無 ^{※2}
盛岡市火葬場整備等事業	DB0 方式	20 年 2 ヶ月	H20. 6. 10	—
白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業	DB0 方式	15 年	H29. 1. 25	—
奈良市新斎苑等整備運営事業	DB0 方式	15 年	H29. 10. 20	—
青森市斎場整備運営等事業	DB0 方式	19 年 6 ヶ月	R5. 2. 28	—
宇部市新火葬場整備運営事業	DB0 方式	20 年	R6. 3. 29	—

表 PFI 方式による斎場事例

事業名称	事業方式	維持管理・ 運営期間	事業開始 時期 ^{※1}	式場有無 ^{※2}
(仮称) 札幌市第 2 斎場整備運営事業	BOT 方式	20 年	H14. 7. 23	—
仮称越谷広域斎場整備等事業	BT0 方式	20 年 8 ヶ月	H15. 4. 7	○
(仮称) 呉市斎場整備等事業	BT0 方式	20 年	H15. 6. 13	—
豊川宝飯衛生組合斎場会館（仮称）整備運営事業	BOT 方式	20 年	H15. 9. 3	○
(仮称) 宇都宮市新斎場整備・運営事業	BT0 方式	20 年	H18. 7. 31	○
(仮称) 紫波火葬場整備事業	BT0 方式	10 年	H19. 5. 22	—
一宮斎場整備運営事業	BT0 方式	15 年	H20. 9. 16	—
(仮称) 泉佐野市火葬場整備運営事業	BT0 方式	20 年	H22. 1. 8	—
津市新斎場整備運営事業	BT0 方式	15 年 3 ヶ月	H24. 6. 28	○
岡崎市火葬場整備運営事業	BT0 方式	15 年	H25. 4. 5	—
小田原市斎場整備運営事業	BT0 方式	15 年	H27. 10. 23	—
可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業	BT0 方式	15 年	H28. 1. 29	—
豊橋市斎場整備・運営事業	BT0 方式	20 年	H29. 11. 17	—
湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業	BT0 方式	15 年	H30. 1. 29	—
富山市斎場再整備事業	BT0 方式	19 年 7 ヶ月	H30. 4. 27	○
木更津市新火葬場整備運営事業	BT0 方式	15 年 4 ヶ月	H30. 6. 5	—
栃木市新斎場整備運営事業	BT0 方式	15 年 6 ヶ月	R 元. 10. 30	○
倉敷市中央斎場施設整備事業	BT0 方式	20 年	R2. 1. 6	○
周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業	BT0 方式	20 年	R3. 1. 18	—
伊賀市新斎苑整備運営事業	BT0 方式	15 年 9 ヶ月	R3. 10. 20	—
檀原市営斎場改修・運営事業	RO 方式 ^{※3}	29 年 6 ヶ月	R4. 9. 16	○
浜松市斎場再整備事業	BT0 方式	18 年	R5. 4. 3	—
小林斎場整備運営事業	BT0 方式	20 年	R5. 6. 30	○
松山市斎場再整備・運営事業	BT0 方式	20 年	R6. 2. 14	—
草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業	BT0 方式	15 年	R6. 5. 7	—

※1：事業開始時期は、入札公告日及び募集要項公告日を示す

※2：式場の有無は HP 等で式場機能が明示されているかを示す

※3：RO (Rehabilitate Operate) 方式とは、民間事業者が自ら資金を調達し、既存の施設を改修・補修し、管理・運営を行う方式

9 再整備のスケジュール検討

本施設における公設公営による従来方式、DB方式、及びPFI方式(DBO方式)の整備に関するスケジュールを下記表にて整理します。

表 事業スケジュールの比較検討

事業方式	事業内容	2026年度 (令和8年度)				2027年度 (令和9年度)				2028年度 (令和10年度)				2029年度 (令和11年度)				2030年度 (令和12年度)				2031年度 (令和13年度)				2032年度 (令和14年度)			
		4	6	9	12	4	6	9	12	4	6	9	12	4	6	9	12	4	6	9	12	4	6	9	12	4	6	9	12
従来方式	発注・契約手続き	■				■				■				■				■											
	PPP/PFI導入可能性調査		■	■	■																								
	測量・地質等各種調査					■	■	■	■																				
	都市計画決定					■	■	■	■																				
	付替道路設計									■	■	■	■																
	付替道路工事													■	■	■	■												
	基本設計									■	■	■	■																
	実施設計													■	■	■	■												
	火葬炉設計・工事													■	■	■	■	■	■	■	■								
	建設工事																	■	■	■	■	■	■	■	■				
	解体・外構工事																									■	■	■	■
開業準備・運営																									■	■	■	■	
DB+0方式	発注・契約手続き	■				■				■	■			■								■							
	PPP/PFI導入可能性調査		■	■	■																								
	測量・地質等各種調査					■	■	■	■																				
	都市計画決定					■	■	■	■																				
	付替道路設計									■	■	■	■																
	付替道路工事													■	■	■	■												
	事業者選定					■	■	■	■	■	■	■	■																
	設計・建設・解体													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	開業準備・運営																									■	■	■	■
PFI方式・DBO方式	発注・契約手続き	■				■				■				■	■														
	PPP/PFI導入可能性調査		■	■	■																								
	測量・地質等各種調査					■	■	■	■																				
	都市計画決定					■	■	■	■																				
	付替道路設計									■	■	■	■																
	付替道路工事													■	■	■	■												
	事業者選定					■	■	■	■	■	■	■	■																
	設計・建設・解体													■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	開業準備・運営																									■	■	■	■

※各種調査・行政協議等によりスケジュールが変更となる可能性があります。